

令和４年第４回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第１日（１２月７日）	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
南 有隆君	6
沖野一雄君	22
喜山康三君	37
林 隆壽君	50
大田英勝君	57
議案第６６号 与論町犯罪被害者等支援条例	65
議案第６７号 与論町職員定数条例の一部を改正する条例	66
議案第６８号 与論町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	69
議案第６９号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	70
議案第７０号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	71
議案第７１号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	72
議案第７２号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	73
議案第７３号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例	74
議案第７４号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例	75
議案第７５号 令和４年度与論町一般会計補正予算（第７号）	77
議案第７６号 令和４年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	83
議案第７７号 令和４年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）	84
議案第７８号 令和４年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	86
議案第７９号 令和４年度与論町水道事業会計補正予算（第１号）	87
散 会	88

第2日（12月13日）

議案第67号	与論町職員定数条例の一部を改正する条例（総務厚生文教常任委員長報告）	93
議案第80号	与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	94
議案第81号	令和4年度与論町一般廃棄物処理場建屋移設工事に係る建設工事請負契約の締結について	95
陳情第11号	令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）	98
発議第5号	令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い（林隆壽議員ほか2人提出）	99
共同納骨堂建設促進特別委員会	所管事務調査報告（共同納骨堂建設促進特別委員長）	100
議員派遣の件		108
閉会中の継続審査・調査について		108
閉 会		109

令和4年第4回(12月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
12 月 7 日	水	全員協議会 本会議(開会、議案審議、一般質問) 常任委員会
12 月 8 日	木	常任委員会 特別委員会
12 月 9 日	金	
12 月 10 日	土	
12 月 11 日	日	
12 月 12 日	月	予備日(議事整理日)
12 月 13 日	火	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 4 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 4 年 1 2 月 7 日

令和４年第４回与論町議会定例会会議録
令和４年１２月７日（水曜日）午前８時５８分開会

1 議事日程（第１号）

開会の宣告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 諸般の報告

第４ 一般質問

第５ 議案第６６号 与論町犯罪被害者等支援条例

第６ 議案第６７号 与論町職員定数条例の一部を改正する条例

第７ 議案第６８号 与論町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

第８ 議案第６９号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第９ 議案第７０号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第１０ 議案第７１号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第１１ 議案第７２号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

第１２ 議案第７３号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

第１３ 議案第７４号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第１４ 議案第７５号 令和４年度与論町一般会計補正予算（第７号）

第１５ 議案第７６号 令和４年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第１６ 議案第７７号 令和４年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）

第１７ 議案第７８号 令和４年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２
号）

第１８ 議案第７９号 令和４年度与論町水道事業会計補正予算（第１号）

2 出席議員（１０人）

１番 南 有 隆 君

２番 原 栄 徳 君

３番 林 敏 治 君

４番 林 隆 壽 君

５番 喜 山 康 三 君

６番 福 地 元一郎 君

７番 大 田 英 勝 君

８番 野 口 靖 夫 君

９番 沖 野 一 雄 君

１０番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（０人）

欠員（０人）

4 地方自治法第121条による出席者（16人）

町 長	山 元 宗 君	副 町 長	久 留 満 博 君
教 育 長	町 岡 光 弘 君	総務企画課長	町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長	朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長	久 野 泰 司 君
町民生活課長	龍 野 勝 志 君	健康長寿課長	林 末 美 君
産 業 課 長	山 下 秀 光 君	耕 地 課 長	竹 村 栄 作 君
商工観光課長	松 村 靖 志 君	建 設 課 長	裾 分 望 嗣 君
教育委員会事務局長	川 上 嘉 久 君	環 境 課 長	大 馬 福 徳 君
水 道 課 長	仁 和 男 君	茶花こども園長	富 千加代 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	町 健司郎 君	書 記	池 田 レ ミ 君
---------	---------	-----	-----------

開会 午前8時58分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） ただいまから令和4年第4回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番林敏治君、7番大田英勝君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月7日水曜日から12月13日火曜日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの7日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（町 健司郎君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から令和4年10月分の例月現金出納検査結果報告書、令和4年度定期監査の結果報告及び令和4年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。下の表を御確認ください。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第145号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に

当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） おはようございます。それでは、通告書に従って質問をさせていただきます。

1 シーズンオフの観光対策・持続可能な観光について

(1) 全国旅行支援などにより旅行客が動き出しているが夏の観光シーズンが過ぎ冬の時期の観光客誘致はどのように考えているのか伺います。

(2) 持続可能な観光地として与論町が世界に認められているがどのように持続可能な観光をしていくのか伺います。

2 教職員の人材確保と人材育成について

(1) 教職員の不足が続いているがこれからどのように人材確保と人材育成を図るのか伺います。

(2) 教職員不足が続くと負担が増え身体だけでなくメンタルの部分のケアも必要だと思うがどのように対応しているのか伺います。

よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

それでは、シーズンオフ、冬の時期の観光客誘客についてお答えを申し上げます。

コロナ対応の緩和等に伴い、本年度の本町への入込客数はコロナ前の7、8割程度まで回復しており、全国旅行支援が始まった10月については、コロナ前を上回る入込客数を記録しています。例年、冬にかけて増加する団体バスツアーについては、大型宿泊施設の大規模改装の影響等により受入容量に限りがあることから、個人客を中心とした誘客になると考えています。

そのような中、本町においては、観光産業の安定的な発展を図るため、来訪者の時期的な偏りを減らし、来訪者数や滞在期間の底上げを図るため、オフシーズンでも楽しめる星空ツアーやエコツアー、史跡や集落巡りツアー、十五夜踊りや産業体験ツアー、ウェルネス体験など、島の自然や環境、歴史文化、生業などを活かした

体験プログラムの造成に取り組んでおり、造成したプログラムについては、順次観光協会の予約販売サイトにて販売を開始しています。また、それらのプログラムの利用を促進するため、来島者向けのクーポンを発行するほか、2月にはランニングと組み合わせた来島キャンペーンSHIMARUNキャンペーンも計画しています。

一方、誘客PRの体制としましては、それらのツアーの魅力が伝わる訴求力の高い体験映像を制作し、観光協会ホームページのリニューアルとあわせてインフルエンサーやSNS広告等による情報発信を計画しています。

また、新たな試みとして、首都圏を横断する京浜急行の車両8両を1カ月間貸し切り、外装ラッピングや車内広告によるふるさと納税や観光誘客のPRを行うこととなっています。その期間にあわせて、新宿3丁目テラスでのヨロン島フェアを開催するとともに、新たな取り組みとして、全国のヨロン出身者やヨロンファン関連の飲食店等に御協力をいただき、各店舗で与論島の製品を使ったメニュー提供や観光PR等を行ってもらう「全国一斉・プチヨロン島フェア」の開催に向けた準備を進めているところです。

次に、持続可能な観光についてです。

本町では、昨年度より、観光協会を推進主体と位置付け、本町を含む全国8市町が参画する日本「持続可能な観光」地域協議会や和歌山大学などと連携し、持続可能な観光地づくりに取り組んでいます。具体的には、持続可能な観光の国際基準、いわゆるGSTCの基準にもとづくアセスメントを行い、適宜改善を行っていくことにより、持続可能な観光地を目指していくものです。

昨年度は、GSTCの主要15項目についてのアセスメント結果に加え、長年培われてきたサンゴ保全や海洋教育、海ごみの清掃活動など、地域住民に加え観光客も巻き込んだ海洋保全の取り組みが評価され、オランダの国際認証機関が行うアワードにおいて、世界の持続可能な観光地として「TOP100選」に選出されました。

また、昨年度は商工観光関係者参画のもと、今後10年間の取り組みの基本となる観光振興計画を策定いたしました。この計画は、GSTCの基本理念に基づき、与論島独自の自然や環境、歴史・文化や人々の暮らしを守り活かす観光地域づくりと、それらに配慮できる「責任ある旅行者」の誘客、観光関連産業従事者の満足度の向上に向けて取り組んでいく計画となっています。

これまでに、専任担当者の配置やトレーニングの実施など観光協会における推進体制の強化、観光戦略の基礎となる宿泊者情報等の関連データ収集・分析、ツアー造成や責任ある行動を促すための情報発信、マリンアクティビティや文化資源の活用などに関するルールづくりなどに取り組んでいます。

また、この取り組みは行政や観光協会だけではなく、関係事業者や地域住民にも広く理解や参画をいただく必要があります。まずは、宿泊施設、飲食店、ガイド向けのトレーニングの実施や与論版チェックリストの作成を行っているほか、昨年11月に和歌山大学、与論町、観光協会と4者協定を締結したプリシアリゾートにおいて、テストケースとして地産地消や光害対策などの取り組みを進めているところです。

今後も毎年G S T Cの基準に基づくアセスメントを行い、抽出される課題に対し緊急性が高いものや取り組みやすいものなどから優先順位をつけ、観光協会や観光事業者、多様なステークホルダーの皆様との話し合いや連携を深めつつ、持続可能な観光地づくりを進めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、教職員の人材確保と人材育成についてお答えいたします。

教職員の人材不足については、マスコミ等でも報じられ、喫緊の課題となっています。

鹿児島県教育委員会においても、大きな課題と受け止め、さまざまな取り組みを行っていると考えています。例えば、大学との連携、採用人員の計画的な増員、採用試験後の臨時的任用への希望打診、県内の事務所間連携による臨時的任用教員希望者の把握、退職教職員の把握、臨時的任用啓発ポスターや情報の発信等です。

与論町においては、募集のためのポスター掲示や配布、ウェブによる募集情報の発信等に努めています。これまでこのような方法等により、与論町の教職員等も県内外から確保しています。

人材育成についてですが、現在本町で勤務する全ての教職員を対象にさまざまな教職員資質向上を目指し、県教育委員会、与論町教育委員会、学校現場と連携して研修の充実に努めています。

おかげさまで、着実に毎年のように、与論町において勤務した教職員から行政職や管理職へ、さらには新規採用職員として県内外で勤務するようになっており、また、本県の管理職任用標準試験の合格者も継続しています。

今後は、さらにオンラインによる研修や海洋教育、学習指導の充実に図り、与論で、教職員が資質・能力を一層向上させようとする機運や環境の醸成に努めてまいります。

次に2番、教職員不足が続くと負担が増えるということへのお答えをいたします。教職員不足を生じた学校における対応としての配慮事項についてお答えいたします。

与論町の場合の教員不足には、例えば加配になる教員が未配置という状況があります。中学校の例で申し上げますと、与論中学校には、加配としてあと1人少人数指導の教職員が配置される予定です。その加配分が見つからず配置できないということです。その1人が配置できれば、1クラスを2クラスに分けてきめ細かな指導ができるということになります。もちろん、その配置がない分、生徒への教育的サービスが減少することや、教職員からすると、校務分掌の仕事も、生徒指導も、部活動も現在配置された者で分担せざるを得ません。また、産休代替教員が見つからないという状況の例もありました。

そこで、学校では、状況に応じて適材適所の分掌を考え、十分な話し合い等を踏まえて校務分掌を決めます。全職員で校務を分担することによって、また協力し合うことによって負担を軽減するという形をとっています。また、職務上の悩み等については、教頭や校長の管理職はもちろん、学年主任や経験豊富な教職員等が相談役や支援者になるように配慮したり、教職員の悩み相談の窓口を紹介したり、さらには、年2回のストレスチェックや総括安全衛生委員会等を開催し、安心して働きやすい職場づくりにも務めています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは、質問事項1について細かく質問させていただきます。

この与論島は、大体観光の売りというのが夏になります。私の見ているところ、夏のシーズンに来島される観光客の大体が、カップルだとかファミリーあとは同性の2人組で来る方が多いと思います。今の時期、冬のシーズンを見てみますと1人で来られる方、またよく見るのがスーツを着た方ですね、仕事の方だとは思いますが、そういう方が増えてきています。それを考えますと、夏の時期はファミリーやカップルをターゲットにしてもいいのではないかと思います。そうすると、冬の時期、今の時期はどういった客層をターゲットにするのがいいのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど答弁書の方にも書いておりましたが、これまでは団体バスツアーの方々が沖縄からバスの乗り入れとか、あとは地元業者のバスを利用される方々が多かったのですが、プリシアの工事の関係で少なくなってきました。そこでまた新しくツアーガイドを育成していきまして、そのツアーのガイドの項目も増やしていきまして、対応していけたらなと考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 答弁書の中にも、コロナ前を上回る入込客数を記録していると

書いてあります。これはバスツアーが復活したからなのか、それとも何か対策をしたのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） これは、全国の旅行の補助の商品券のおかげだと考えています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは、これだけ人がいっぱい来ているということは、それなりに与論の魅力があるのではないかと私は考えるのですが、その中でも空港とか港にもいろいろアンケートとか、ネット上でもアンケートを採っていると思いますが、今のシーズンの何か観光客から意見、こういったことをやったほうがいいとか、もうちょっとここを改善したほうがいいのではないかなという意見があるかと思いますが、何かありましたらお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こちらの方の意見は、まだいろいろアンケートとかは採ってはいるのですが、ちょっと時期的なところとかまでは調べていなくて申しわけございません。答えられなかったです、失礼します。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは、何か資料がありましたら後ほどまた提出をお願いしたいと思います。

それでは、答弁書にありました訴求力の高い体験映像を制作すると書いてありました。以前から、ホームページ等を見ているといろいろな映像が載っています。ですが、中を見ますとやはりドローンによる景色撮影、あとは海や百合ヶ浜、それと空港とかにある映像、港にある映像を見ますと、自然関係、海でのアクティビティとかそういうのが多いと思いますが、それ以外にこの訴求力の高い体験映像を制作すると思っているのですが、実際この中身はどういうようなものなのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 今年の事業で今計画をして撮影も済んだのですが、地元の方々にまたお願いして、マナー動画を撮影しようということで実際進んでいます。今制作中です。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 今おっしゃいましたマナー動画というのは、要旨 2 の答弁にありましたルールづくりなど、そういうのにも関連しているのでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） はい、そのとおりです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ということは、大体それはSNS、ネット上でまた動画を公開すると思うのですが、実際こういうふうにSNSとかフェイスブック、インスタ等を使って宣伝を出していると思うのですが、それについて観光の宣伝効果というのはどの程度出ていると考えるのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） そちらの方もアンケートとか、そういうところで項目をつくって、どのようにして知られましたかとか、どのように見られましたかというアンケートの項目がありますが、そこら辺まではまだ詳しくは見ていなかったの
で、すみません、答えられませんでした。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 私はいろいろ大体毎日、観光協会と与論町のホームページを見ているのですが、やはり何年経ってもあまり代わり映えがしないというのが本当の意見です。その中でも、やはりほかの沖縄とか鹿児島県内の観光関連のホームページを見ても、やはりひと月に1回とか、半年に1回は更新をして、新しい何か
が載っています。別にクオリティの高いものだとか内容がすごく濃いというわけでもないのです、ほんのちょっとしたことでもいいのですよ。例えば、与論町にテレビの撮影が来た、こういうことをやりましたと、撮影している人を撮影すると、そ
ういったのを流しているところもあります。それとか、どこかお店に行って、ここのメニューはこういうものがありますよとか、今回は新しいメニューができたなら紹介しに来て
いると、そういった簡単な食レポでもいいのですよ。そういうのを載せていただければ、ある程度変化がないことにはホームページとか、インスタでもフェイスブックでもそうですが、何かイベントやりますよとか、こういうことをや
りますよということしか載っていません。それだったら、僕なんかも思いますが、ただそれだけ見て、いいねというボタンを押してもう終わりです。あれについてはコメントを求められても、いやもうちょっとこうやったほうがいいよ、ああやった
ほうがいいよというのは、はっきり言って思いつかないです。それでしたら、本当に今言ったようにちょっとしたことです。昔だったら、多かったのが与論献奉をして酔っぱらって寝たとか、何かやらかしましたと、おもしろおかしく載っていれば、それについて一言ぐ
らいコメントぐらいはあったのではないかと思います。ですから今度から何かやるのであれば、インスタもフェイスブックもフォロワーが1.6万人とか、フェイスブックだと6,000人登録者、お友だちがいますので、こ
ういった方々へ何か一言でもいいので何か与論について、夏の時期と冬の時期の

もっとうしたほうがいいという改善とかを聞いてみてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいま観光協会のホームページを改修しようということで計画しています。今の意見をお聞きしながら、また変えていければと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） よろしくお願ひします。それと与論の魅力の1つとして、特産品があるのではないかと考えています。この前もテレビで、与論高校生が与論の海老芋を使ったアイスクリームで最優秀賞を受賞しています。そういったものもやはり今後商品化してネットで販売するなり、それもPRに使うということも大事だと思いますが、そこについてはいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 今年の3月から東京の新宿3丁目の方でヨロン島フェアというのをやっています。そちらの方で180商品ぐらいあるのですが、その中に与論町からは27商品出しました。その中でベスト30の中に9品目入っておりまして、その新しいメニューを先日ゆんぬ体験館の方で与論町の宿泊者、関係者の方々に料理教室を開催しています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） その料理教室を開催した後に、今後そういった特産品を島内外にどのようにアピールしていこうと考えているのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 御質問にお答えいたします。

またその新しいメニューを、与論町の民宿や宿泊業やそういう関係者の方々にメニューを提供して、またそのメニューを全国の与論関係者の飲食店の方々とかに配布して、広げていければというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） いかにいいものができても、PRとか広告ができていないと、やはり皆さんがわからないと、私は見ていないとか知らなかったという意見が多くなるので、是非ともPRの方には力を入れていただきたいと思います。それと、特産品というのは、私もいろいろ仕事をしている以上、特に多いのが、できました、売ってくださいと持ってくるのはいいのですが、後が続かないのですよね。初めに、できました、いっぱい売れました、ではまた僕なんかでしたら注文するのですが、そうすると、もう1カ月、2カ月後には材料がないからつukれないとか、つukる人

手がないとか、そういつてすぐ無くなるパターンが多いです。ですので、特産品とかをつくるのであれば、持続可能に長期でできるように是非とも町の方でもサポートをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 特産品をつくられる農家の方々と話し合いながら、進めていければと思います。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでは、観光に対してですね、本当に与論であると海、アクティビティだけではなくて、こういう食に関してもPRしていけばもっと入込客数を見込めるのではないかなと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。要旨（2）の持続可能な観光地についてですが、我が与論町は、「世界の持続可能な観光地TOP100選」に選ばれています。ということは、与論町としても持続可能なことを念頭に置いてやっていると思います。一番多いのがSDGs、これは本当にもうどのメディアでもテレビにも必ず出てくる言葉です。実際、天気予報とかを見ますと、地球温暖化により世界各地あちこちで異常気象が起きています。やはりそれをちょっとでも抑えるためにSDGsが必要だと思っています。昔の30年、40年前の与論町の観光だと、人を呼ぶだけ呼んでおもてなしをして帰ると、本当に環境に対してあまり配慮していなかったのではないかなという考えが、今頃になって私としても後悔しています。ですが今の時代、環境に対してもやはり我々も目配り、気配りをしなくてはいけないなと思っています。そういった考えが評価されて、与論町も「世界の持続可能な観光地TOP100選」に選ばれたのではないかなと思っています。この中の答弁書の中に、10年間の取り組みの基本となる観光振興計画を策定しましたとありますが、この10年計画を簡単でいいので説明の方をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 観光振興計画を今作成しているところです。もうすぐできるのですが、その観光振興計画の中で、基本理念とか基本方針、基本施策、アクションプランナーとロードマップとか、計画の体系図とかそういうものとかを考えてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） その中身も、観光もですが観光と環境も、そこも考えておつくりしていただきたいと思います。それと、先ほどから言っているSDGsの環境と観光の取り組みについてですが、やはり世界各地、観光名所のところをいろいろ調べてみますと、観光資源の保護、保全、それに伴う今問題視されているのがサ

ンゴの白化です。そういったのを止めるためにサステナブルツーリズム、持続可能な観光として環境への配慮、あと地元住民への配慮として、その中で伝統文化の維持、そういったのをやっていくのも大事ではないかというふうに提唱されています。その中には、この答弁書の中にもありましたように、エシカルツーリズムとって、内容は道徳的な旅をする、理論的な旅をすると。旅行に行って買い物だけしてごみは置いて帰る、そういった考えではなくて、自分たちが旅行をするときには道徳的な考えを持って旅行をすると、心のあり方が旅行の行動を決めるという、こういった考え方もあります。それと、行った地元観光客の方がまず思いやりや敬意を持って旅をするということが大事だということも謳っています。その中で与論の場合におきましても、海謝美さんが毎日海岸を清掃しています。そのほかにも個人で浜の海岸の清掃をしている方もいらっしゃいます。島の方々のフェイスブックを見ますと、ごみを拾いに行ったと、そしたら前の日に飲み屋で会った観光客と話をして、「明日の朝ごみ拾いをやっているから来ないか」と言ったら、やはり4、5人は大体集まるようです。それを考えますと与論の島に来る方々もやはり環境には必ず配慮して、そういう思いを持って来ている方々が多いのではないかなと私は思っています。それでは、本当にこれがまた海洋教育、与論の人がですね。地元の人がごみを拾わないのに、観光客にごみを拾わせてどうするんだというふうに思っています。そういったこともまた海洋教育などに組み合わせていけば、島の人と島外の人、観光客の方とのつながりもまたできるのではないかなと思っていますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） おっしゃるとおりです。そのとおりです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。嬉しく思っています。それでは、教育長にお伺いしたいのですが、今こういったごみ拾いだとか、こういったものを海洋教育とつなげて何か将来発展できるものがあるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。まさにそういうことが海洋教育だと思っています。御存じのように、海洋教育は海のことだけではないですが、主体的に学び、いろいろな課題を見つけて積極的に協働的に学ぶという方向ですが、島の環境についても子供たちが興味を持った分科会において、海謝美の代表の方々をお呼びして、その学びをしているということになりますので、将来的にその中から環境を良くするための行動理念、それからまたさらにそれに対する科学的理念、そう

いったものへの子供たちの成長が始まるのではないかという期待をしています。すなわち海洋、海流の学びに入る者あり、プラスチックごみをいかに出さないための科学をするかというところに行く者あり、機械工学に行く者なり、さまざまな道で島の課題を発見することによって、大きな地球貢献をする子供たちの目を養うということにも、順次働いていくのではないかと私も期待しており、議員がおっしゃるように、そういうふうになんか少しずつ段階を経て学びを深めていく海洋教育にしたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 今後の与論を背負っていく子供たちのための教育の方もよろしくお願ひしたいと思います。それと今鹿児島県は、観光においても稼ぐ力というのを推奨しています。実際新聞記事にも出ていましたが、今年 10 月県内宿泊者が前年に比べて 33% 増えているそうです。2019 年度と比べますと、5.7% は減ってきていますが、県の PR 観光課は、コロナ前に戻りつつあると、そういうふうに言っています。実際、県の稼ぐ力、いくら稼いだのかといいますと、2021 年 10 月現在なのですが 1567 億円です。前年比 0.1% 増となっています。これは新型コロナウイルス感染症の影響が続き、2019 年から半減していますが、2020 年と比べるとほぼ横ばいというふうになっています。観光消費額は、宿泊や飲食、交通などに旅行者が県内でいくら使うかというデータがありますが、その中では、日本人の方が日本の観光地に行って使うお金は、大体 2021 年内では総額 1197 億 9700 万円です。その中でもおもしろいデータとしては、以前旅行と言えば二泊三日、1 週間行くのが当たり前だったのではないかという考えでしたが、今はコロナ禍の影響かわかりませんが、日帰りというのが増えているそうです。日帰りで増えているのは前年比 18.3% 増えています。金額にしますと 368 億 7500 万円増えています。大体 1 人が 1 回でいくら使うかといいますと、日本人の宿泊者だと大体 2 万 9212 円、うち鹿児島県外の人だと 3 万 3837 円使う。県内で移動する方は 2 万 2465 円となっています。やはりこのデータを見ますと、長期海外に行くというよりは、近場で日本国内で旅行するというのが増えてきています。これもコロナ禍の影響ではないのかと私は考えるのですが、実際に地区別の延べ宿泊数が多く増えたのが、一番多いのは鹿児島市です。その後多いのが奄美市と続いています。奄美、徳之島、沖縄、西表、世界遺産として登録されています。その影響も続いて、やはりその中で 14.9% と 2 桁の伸びで増えています。こういったところの近場で増えているのでしたら、いかにして与論に呼ぶか。上からもそうですが、下からもですね、世界遺産ロード等を使って与論に呼ぶことも大事ではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 与論の宿泊が、大体二泊三日とか三泊四日なのですが、いろいろまたツアーとかを造成しまして、そういう体験をしてもらうことで、もう1泊延ばして稼げるような感じでしていければなというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 稼ぐ力というのを身につけてもらって、これからも観光のためにも頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。これで質問事項1を終わらせていただきます。

それでは、質問事項2に移りたいと思います。教職員の人材確保と育成についてなのですが、やはり日本全国的に教員というのが減ってきています。与論町だけではなくてほかのところもそうなのですが、教育長にお伺いしたいと思いますが、なぜ先生が増えないのか、一番の原因は御自身の考えで構いませんが、何だと思われませんか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 教員不足が続いている端的な原因というのは、私も解析はしていませんし、意見を持ち合わせていません。さまざまな要因が絡み合っているというふうには感じています。理由は、1つのところが人材不足を生じていないというのが原因です。現在では、端的にはならないのですが、働き方改革の問題も大きな1つです。それから、教職員の学校教育における特別支援教育の伸びが非常にこの近年大きくて、学級数の1人配置が増員がかなり進んでいます。そういったことも急激な伸びと対応が間に合っていないという現状もございます。教員養成に関することもそうです。すみません、端的な回答にはなりませんでした。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 私も大体同じような意見です。いろいろな情報を集めてみたのですが、やはり今の時代ですね、本当に学校の教員になって魅力があるのかというと、どうなのかなという考えもあります。それと生徒数の減少、これもまた教員不足に拍車をかけているのではないかと思います。教育長が言われるとおりに、今生徒数も減り、じゃあ減ったらどうしようか、学校・学級維持ができないと、そうすると人数を減らして学級維持をしようと、そうすると35人学級とかそういうのを導入されると学校維持はできる、学級維持もできる、だけど教員の維持ができなくなる。学級が増えるとその分だけ先生も増やさなければいけないです。ですが、先生の方は今言ったようにすぐにはできません、不足が続くばかりです。そうすると現場の人手不足というのは、恒常化していくのが当たり前なのではないかと思っています。そこで、やはり正規の教員の不足を補うのが臨時教員や非常勤の先生な

のかと思うのですが、やはりこれについてもなかなか手がいないと。そういうことを考えますと、なぜかと私的にもまた考えていろいろ調べたのですが、やはり期限付きの雇用であったり、赴任先とか担当する学年がぎりぎりまでわからないとか、そういった意見があります。そうなりますと、実際将来について先生自身が不安を持つということが多いそうです。そうなりますと、やはりなったのはいいが自分が思っているのと違うと、ちょっと考えが違うなど。自分はこうやりたかったのに、実際現場に行ったら違うことをやらされている。やはりそういった面が出ると、なったはいいいけど長続きしないと、そういうのがまた増えてくるのではないかと考えています。与論町についてもやはり来ていただいて、与論の良さをこういった臨時教員とか県の教育委員会にでもアピールしていただいて、先生たちを是非とも確保するということが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃるとおり、どこからスタートしていくかというところが難しいのですが、やはりある団体の方々とも相談をしていくと、やはり魅力がある与論の教育でないと私たちも来いとは言えないよというような中で、住宅とかそういったものに対することとか、時間外のさまざまな諸活動に参加しなければならないのが多いと、そういう時間外のことに対する配慮もしてほしいという要望がさまざまな場所で上がっています。当然ですが、我々行政も与論町の状況を十分説明をして、教師が果たす役割もかなり大きいので、できる範囲で交代をしながら、与論町の子供のために手を取り合って頑張っていただきたいと、祖先伝来昔からそういう塾もほとんどないような状況の中で、教師が支えていた役割は大きいということのを古い方の理念になるかもしれませんが、そこを解きながら改善すべきはまた改善するということで、時に方向転換しながら、施設の方の担当と急いで直すべきところにウエイトを置いたりということで努力をしています。

先ほどありましたが、今のように地域全体の魅力、そして学校教育の魅力、そしてまた一方で、島で働いてやりがいがある教師としての本物の人間のあり方というのも、両面厳しいですが対峙をして相談しながらですね、子供を育てることの良さ、ありがたさ、地域との結びつく大人としての親としてのあり方も考えながらということではしています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） ありがとうございます。こういう話をしますと悪いニュースばかりとか、あまり将来が見えないというようなこともあります。今年9月14日に、K T Sで与論的那間小学校が取材されましたのは御覧になりましたか。あの中でやはり見ていると、1人の先生が何教科も担当をして、しかも産休の先生の代わ

りに生徒を相手しているという映像が流れておりました。それを見たとき、またあまりいいことないのかなと思ったら、その先生も中途採用で来られて、しかも楽しそうに笑顔で仕事をこなしておりました。やはりああいうのを見るとですね、本当に自分もやろう、もうちょっと頑張ってみようかなという、本当に良い番組だったのではないかと考えています。やはりそういう人が足りない、クラスが多すぎて負担が多いとか、そういうことばかり言うのではなくて、やはり少なくともこういうふうに対策しているよと、こういうやり方があるよというのをですね、是非とも島内外に発信して、先生を増やす努力をしなければいけないなと考えています。その中でもやはり以前教師であったとか、今からまたやりたいけどあまり口で言えないと、そういった潜在教員ですね、そういう方々の掘り起こしをしていくのも大事だと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） そのことについては、臨時的任用教員をしている先生方も一生懸命頑張っていらっしゃいますので、教員採用試験への支援、勧め等も行っています。途中で、島に赴任した臨時的任用教員、いわゆる正式採用でなかった人も時々県外の者が通ったり、あるいは県内の合格者を出したりというようなことで、与論から出るときに新しく新採の先生として飛び出す先生もいます。今年もおかげさまで合格者が出ました。そういった将来に教師として羽ばたきたいという人たちの支援になるような形も取ってまいりたいというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） それでは実際、現場の話をお聞きしたいのですが、先生が足りないということで、生徒とかに何かしら負担があって、父兄から苦情みたいなのが出ていないのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 今、先生が足りないというような原因によって、この十分な配慮ができていないからというような苦情は現在届いておりません。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。それはとてもいいことだと思いますので、是非ともそういったことが出ないようにしていただきたいと思います。

新聞記事なのですが、今年8月に鹿児島県教育委員会が、2022年度公立小中学校管理職任用標準試験の結果を発表しています。その中身が受験者は222人、前年度比18人減っています。その中で合格者は152人合格しています。試験が始まって受験者の数が1975年度以降で最も少ないと、合格者も過去5年間で最も少ないという結果になっています。内訳としては、教諭が146人、養護教諭と

栄養教諭が各1人ずつ、事務職員が4人というふうになっています。合格率は68.5%だったとなっています。その中で、全合格者に占める女性の割合というのは33.6%、同率で3.6%減っています。その中で年齢層別に見ますと。35歳から39歳が87人、40歳から49歳が48人、50歳以上が17人となっています。結構これを見ますとある程度年齢層が高い方もやはり受験しているし、また学校に戻りたいなという方もいるのではないかなと思っています。この中の県教育委員会の担当課がこう言っています。「受験資格を持つ35歳以上の教職員が減っているのは、やはり学校に対して魅力がないからではないか」ということも一言言っています。ですが、先ほどあったように、本当に足りないとか負のイメージばかりテレビとかメディア、新聞で出すよりは、もうちょっと楽しいこともあるよということも前に出す。先ほどもありましたKTSで流れた番組みたいに、こういう与論の小さな島でも楽しいことがあるよ、学校の先生はいことだよという魅力を発信することが大事だと思いますので、そこら辺もまた町の教育委員会としてもPRしていただければというふうに思っています。

それでは、最後に要旨（2）に関して質問させていただきます。やはり今ですね、このメンタルケアというのが非常に大事になっているのではないかと思います。私がなぜこれを質問したかといいますと、やはり学校の先生だけではなくて、私の周りにも今島民においても結構メンタルで負担を負っているというのが多いです。それが24時間一緒に住んでいるわけではないのでわからないのですが、本人の中身の部分だとは思いますが、見た目はどうもないのに実は病んでいたという方が多いです。その中で10月の新聞記事を見ますと、鹿児島県教育委員会が調査したところ、教員の休職、休んでいる一番の理由が精神疾患が6割だそうです。その中でもうつ病とか精神疾患で休職している県内の公立学校教員は、大体毎年度90人から100人程度に上るという情報が出ています。これは医師から休むことが必要だよと診断された者です。長い人が最長3年間休職が認められるというふうになっています。直近の10年間では2018年度の103人が最も多くて、2019年度は99人、2020年度は90人、2021年度は89人だったと思います。これが全体の休職者の6割前後を占めているとなっています。これを見ますと、我が与論町の場合はどうなっているのかと、こういった形で休職されている先生はいるのかどうか心配になりまして質問させていただきました。実際与論町の現状をお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 現時点ではございません。赴任の前に休職状態のまま、与論に赴任という形になって、赴任できずにお辞めになられる状況になった方はいらっ

しゃいますけど、現時点で精神疾患等で休職中であるという先生はございません。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 私もいろいろ先生との付き合いがございまして、与論に来たときは、本当に与論の生徒はかわいくて素晴らしいということは言っています。私も何十人と付き合った先生がいますが、1 人も与論の生徒のことを悪く言った方はいらっしゃいません。ですが、与論でいい生徒、いい環境に慣れてしまうと、やはり鹿児島に出たときには向こうに行くと人数も増え、やはりいろいろな人の意見が増え、PTAであったり部活動であったり、保護者等の対応でやはりちょっと悩んでいるという方も多いです。それを見ますと是非とも与論に来て1 回リフレッシュではないですが、学校はいいところだよ、生徒は楽しいところだよというのを発信するのもいいのではないかなと思っています。それで、先ほどから言っている県職員の休職の精神疾患の発症の原因というのも発表されています。その中で、生徒指導上の悩み、対人関係、あと若手よりも高年齢の教諭が休職する傾向が多いとなっています。その中では、やはり教育上、現在GIGAスクールにおいて、タブレットを使ったりとかネット端末と使ったり、教育のツールの進化に対して、やはり高年齢の教諭が付いていけないということが大きく出ています。それに対して生徒の方がやはりネットですね、SNSだとかインターネットとかタブレットに対しては、生徒の方がはっきり言って詳しいです。いろいろなことにしても、やはり学校の先生よりは先を行っていると思います。そういった子供たちの対応にもすごく苦慮しています。一番の原因が、教育環境が大きく変わったと、紙からデジタルになったということも、1 つの精神疾患の大きな原因ではないかなというふうに言っています。そのためには、生徒たちにはスクールカウンセラーとかでサポートしているかと思いますが、そういった精神的な、心理的な負担を減らすために、やはり先生も先ほど言ったストレスチェックだとか、あと産業医を呼んで、1 年に1 回若しくは半年に1 回はある程度アドバイスをして、やはり対策を練るということも大事だと思っています。ですから、与論町においてもできれば1 年に1 回は先生たちを呼んで、いろいろお話をして、ストレスチェック等していくのを続けることも大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃるように、まず未然防止としては、学級指導上の中で先生方がやはり不適應症状をこれは必ずありますので、そういう変化に対応するときに管理職や先ほどありましたように、おかげさまで与論の場合は大人数で気付かれないという状況ではないので、おやっと思ったときにやはり管理職、あるいは相談役としての先輩、これは管理職から気になったときに生徒指導やら学級経営、

そういったときに相談を受けやすいような体制をつくるように話しています。まず相談しやすい人につぶやいていく、それが頻繁に続いたときに、やはりメンタルがとなっていくしますので、その事前の段階で先ほどありました教職員相談室がいっぱいありますので、その電話相談を紹介したり、メンタルヘルスチェックを与論町では2回導入しています。それにおいて、ひどいときには産業医に相談するというラインもつくってありますので、そういったものから早期発見によって支援ができるようにしたいと思います。その原因をつくらないというのは難しいことで、先ほどありましたように、教育環境の変化に対応をしていくためには学んでいくことも大事なので、そういう時代に即応した学びを継続するという研修へのあり方をやはり進めて、やはり付いていけるようにするという側面と、同時に働き方改革からそれが過重負担にならないように、学校現場の仕事を減らしたりするというのも、今同時に難しい二兎を追っかけているところです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） わかりました。これからも学校運営に御尽力をしていただきたいと思います。やはり先生たちを守るイコール生徒を守ることになりますので、今後も管理職の教員のほか、町教育委員会とか県とかいろいろとコミュニケーションを取って、先生方の心身の状態を把握して、なるべく発症しないように努めていってほしいと思います。それと万が一なった場合も、なってしまったら「はい、じゃあずっと休んでいいよ」ではなくて、休職しやすい、復帰しやすいような現場づくりもしていただきたいと思います。

それでは最後に、やはり本当に何をするにも健康が一番だと思っています。ですから、先生たちの健康とか気力、環境づくりにもいろいろ目配り、気配りをさせていただいて、先生も行きたがる学校、生徒も来たがる学校、そして保護者、地域からも魅力ある学校というのをまずつくっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） これで1番、南有隆君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。会議は10時15分から再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

—————○—————

休憩 午前10時00分

再開 午前10時12分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、沖野一雄君の発言を許します。

9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 初めに、本町は来年 2023 年、令和 5 年 1 月には町制施行 60 年、また来年末 12 月には本土復帰 70 年、さらに年度末には奄美群島振興開発特別措置法の延長など、重要な節目を迎えます。そこで、私が生まれた 1954 年、昭和 29 年度から本土並みの暮らしを目標に始まった、いわゆる奄振事業についての質疑をメインに、一般質問をさせていただきます

1 奄美群島振興開発事業の成果と今後について

- (1) 現行の奄美群島振興開発事業の導入により、本町における町民生活や所得向上など、具体的な改善成果等についてどう評価し認識をされているか、御見解を伺いたい。
- (2) 次期奄振計画への反映を見据えた「奄美群島成長戦略ビジョン 2033」の骨子がすでに出来ているが、来年度までの現行事業を含む次期奄振計画における本町分の目玉的な事業及び施策等について伺いたい。

2 不登校児童の実態と対応等について

- (1) 全国的に不登校児童が増えていると聞くが、本町における実態と対応策、今後の見通しなどについて伺いたい。

以上です。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは質問の 1、町民の生活や所得向上にどのような改善の効果があつたかということです。お答えを申し上げます。

奄美群島は、終戦後 8 年間に及ぶ米軍による信託統治の時代を経て、昭和 28 年 12 月 25 日に日本復帰を果たし、来る令和 5 年で復帰 70 年の節目を迎えます。復帰の翌年、昭和 29 年の「奄美群島復興特別措置法」の制定を嚆矢として、以降法の名称や趣旨を変更しつつ、奄美群島の振興開発のための特別措置法が 5 年ごとに延長され、特措法に基づき産業振興施設や生活基盤の整備をはじめとする奄美群島振興開発事業が、今日まで本町を含む奄美群島において推進されてまいりました。

この間、本町においては、与論港及び与論空港、町内の道路網整備等の交通インフラ施設の整備に加え、遊歩道や公衆トイレ等の観光施設、土地改良事業によるほ場整備やかんがい施設整備、園芸農業における鉄骨平張ハウスやサトイモ選果機の導入、水産用製氷施設機能強化などの産業振興に直結する基盤整備のほか、防災行政無線施設の更新や流通効率化のためのコンテナ整備等、防災や離島の条件不利性の解消に向けた各種の施策に取り組んでまいりました。

これら農水産業分野での基盤整備や観光業分野における拠点施設整備、住民及び来訪客への航路・航空路運賃軽減やデジタルマーケティングを活用した観光需要喚

起などの各種施策により、本町における町民生産は近年上昇傾向にあり、一例として本町の1人当たり住民所得は平成21年度から平成30年度までの間に52万6000円上昇し、約1.3倍の増加となっています。

奄美群島の最南端に位置し、高い条件不利性を抱えている本町にとりまして、基幹産業となる農水産業や観光業における生産性の向上及び交通インフラの確保や輸送コスト軽減等の施策を通じて、条件不利性の軽減や所得向上に寄与する産業振興が図られてきたことは、奄美群島振興開発事業の着実な成果として評価されるものと認識しています。

一方で、町の各産業分野における生産性の向上及び社会基盤の維持整備については、未だ取り組むべき課題も多くございます。本町といたしましては、昨年度策定いたしました本町の第6次総合振興計画を基軸とした各方策の推進において、より効果的に奄振事業を活用していくべく、島内外の時宜を捉えた戦略的な施策の企画・検討を行っていく必要があると考えています。

次に、次期奄美振興計画における本町分の目玉的な事業についてです。

御質問いただきました「奄美群島成長戦略ビジョン」は、平成26年の奄振法の改正に際し、奄美群島の12市町村が自ら10年後のあるべき姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性を示すことを目的として策定されたものです。

現在の奄美群島振興開発特別措置法の期限は、令和6年3月末までとなっており、奄振法の改正・延長を見据えた奄美の振興について地元市町村の意見を取りまとめ、国における奄振法の具体的な改正案検討の際に地元市町村の意向を反映いただくべく、現在奄美群島広域事務組合が中心となり、本町をはじめとした奄美群島内各島の官民の意向や要望を取りまとめ、「奄美群島成長戦略ビジョン2033」の策定を進めているところです。

また、次期成長戦略ビジョンの策定と並行して、鹿児島県においては今年度「奄美群島振興開発総合調査」が実施されており、これらの策定を経て令和5年度以降に国における「奄美群島振興開発基本方針」及び県における「奄美群島振興開発計画」が策定され、次期奄振における方策の全容が出揃うこととなっています。

本町といたしましては、次期成長戦略ビジョン及び奄美群島振興開発総合調査における官民各分野からの幅広い要望をしっかりと把握することが、次期奄振に対応した事業展開を行う上でも肝要と考えています。

その上で、本町を取り巻く時代潮流や社会経済情勢の変化に対応するべく、現行の奄振法における農水産業をはじめとした産業振興施策の継続とあわせ、昨年度から新規事業として本町が取り組む官民連携によるイノベーション人材育成事業の拡充及び沖縄北部地域との連携強化を通じた地域振興策、町内の官民各分野における

デジタル化の積極的な推進等について、次期奄振より効果的な展開が可能となるよう、施策の検討に努めてまいります。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、不登校児童の実態と対応等について答弁させていただきます。

本町の不登校児童生徒の実態について申し上げます。今回の令和３年度の実態調査に即して全国と比較すると、小学校の場合は約半分の率で、中学校がほぼ同率です。しかしこれまでの実態に波はありますが、近年は小学校、中学校ともに多い状況にあり、より丁寧な対応に努めています。

対応策としては、教育委員会における管理職研修会の充実、学校における教職員の生徒指導力向上のための研修の充実、教育委員会としての定例教育委員会における情報共有、スクールカウンセラーの教育相談の充実、ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）による児童生徒の教育相談や教師、保護者との連携、与論町福祉関係との連携等による登校支援に関する課題の共有と解決策への情報・行動連携に努めています。

今後は、ＩＣＴ活用による学びの継続や充実といった視点にも力を入れていきたい。またスクールカウンセラーによる教職員研修の拡充、教育相談の機会の拡大、ＳＳＷの拡充と保護者・学校との連携の充実、与論町保健・福祉部門及び民生委員・児童委員との連携、さらに不登校児童生徒と係わる地域・住民や関連団体等との連携による、一人一人を見守り・支援するネットワークの構築に努めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） ９番、沖野一雄君。

○９番（沖野一雄君） それでは切り込んでみたいと思います。まずは奄振事業についてですが、来年度末にまた法改正の重要な時期を迎えるのですが、もちろん法の延長に向けて我々は努力をしなければいけない、ほかの奄美群島の総力を挙げて法延長に向けた努力をしなければいけないという前提で、このような質問をさせていただいています。そういう意味で、奄振事業の成果そして評価、そういったのを整理することで、次にまたステップが進められるという位置付けであろうかというふうに考えています。そういった意味で、御答弁の中には具体的な数値はいただけなかったのですが、紙面の都合もあってですね、ちょっと振り返ってみますと、そもそも奄振事業というのはどのくらいのお金が投じられたかというところを整理しますと、これまでこの６８年間で、総事業費ベースで２兆６５００億円余りが総事業費として投じられています。そのうち国費が１兆６９００億円余りが投じられています。総事業費に対して国費ベースを割り算しますと、６３．９％、約６４％が国

費ということになっています。そしてその総事業費ベースでこれまでの70年近くの間をずっとグラフで見えますと、大体、昭和29年度当初からずっと右肩上がりで上っていくのですが、平成6年から平成10年度の5年間が一番ピークになるのですが、そのときピークの1年平均で568億円という事業費が投じられています。その平成10年度までが大体右肩上がりで、ぐっと伸びてきたのですが、その以後はずっと減少しています、総事業費ベースで。令和3年度からはすでに200億円切ってきたということで、非常にだんだん先細りが始まって、かなり国の予算切り詰めとともに厳しい状況を迎えているということになります。やはりこの背景には御案内のように、大型インフラ、交通基盤あるいは産業基盤そういったものの大型インフラの整備が、そろそろ落ち着いてきたということが大きな要因であろうかと思います。そして、そういった一方でありがたいことに平成26年度、2014年度からは一部事業が交付金化されています、御案内のとおりですね。この交付金化といいますのは、今までのハード一辺倒だった基盤整備に向けられたお金の中で、ハード整備だけだとどうしても奄美の自立化とかそういったことに結びついていかないということで、いわゆる非公共事業という位置付けで、ソフト事業にもその交付金を投じようじゃないかということで、そういったことで知恵を出していけば、この交付金がしっかりいただけるという仕組みになっておりまして、非常に効果を上げています。ちなみに、今年度の予算額としては約24億円ぐらいですね、23億8000万円でしょうか、そのぐらいの交付金事業が実施されているところです。私もちょっと数字を把握したいのですが、なかなか難しいところがあるのですが1つ伺いたいのは、ではその奄振事業がそれだけのお金が投じられてきたのですが、与論町分についてはどうなのか、与論町に限定した事業費総額であったり、国費の実績であったり、あるいは県費であったり、どのくらい投じられてきたかというのが、ネットでいろいろ探してみてもなかなか出てこないというところがあるのですが、念のため総務企画課長でよろしいのですが、伺いたいのですが、与論町に限定した事業費総額とか国費ベースとかの推移がわかりますでしょうか。それは何のためかということ、申し上げたようにほかの市町村と、例えば奄美あたりでトンネル事業とかそういったのに非常に投じられてきたのですが、それと比較をする上で与論町は少ないですよというような、そういう発信をするためにもある程度必要だと思うのですが、そういったデータがあるのかどうか、なければいけないで結構なのですが、一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

奄振事業につきましては、一旦一括計上で吸い上げてから、あと各省庁さんに分

配するということで、なかなか把握ができていない状況です。ただちょっとですね、いろいろ調べてあるのがございますが、昭和49年から平成20年までの実績報告、21年、22年の事業計画から大型ハード事業を中心に奄振事業の一部ですが調べてございます。これを調べますと、いろいろな感じで与論の事業としましては、いろいろなグラスボートの発着所とかバースハウスの整備とか、ビジターセンターまたビーチハウス、大金久の多目的運動場の整備、それから遊歩道、サザンクロスセンター、公衆用のトイレ、路傍植栽とかゆんぬ体験館の整備とか、主に観光事業面が主ですが、これの実績を見ますと、大島郡から見ますと12市町村中、与論町は5番目に大きく、事業数でも同じく5番目に多い感じで事業量を実績してございます。事業費としてはちょっとできませんが。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 本当はそのしっかりした事業費の総額であるとか、国費ベースでの比較ができればいいのですが、なかなかそれができない状況の中で、奄美大島本島には例えばトンネル事業であるとか、大型のいろいろな予算が投じられてきましたが、一方では与論はどうなのかという比較がなかなか難しくてですね、そこはちょっと難点で、残念な点なのですが、御答弁の中にありましたように、成果と評価につきましては確かに港湾とか空港とか道路とかですね、あるいは産業基盤、教育基盤、そういったいわゆる社会インフラの整備については、やはりある程度の成果がありますし、またその平成26年度から始まった群島振興交付金についても、非常に今成果を上げつつあるというふうな状況です。具体的には御案内のように、例えば交付金を使った事業では、条件不利性の改善事業であるとか、成長戦略推進事業というこの2つに分けて実施しているのですが、具体的には航空路の運賃軽減とか、観光キャンペーンとか、あるいは農業関係のハウス整備、水産業の未利用資源活用とか加工品開発支援あるいはこの前、先月の終わり頃にNHKの夕方の番組でやっていましたが、与論の起業家の支援ですね。そういったのも奄振事業のソフトで交付金を使ってやっている、それが紹介されていましたが、非常にありがたい事業で、この交付金事業を今から手を挙げながらしっかり増やしていくというのが、非常に大きな課題であるかというふうに私は考えています。一方ですね、その延長に向けて我々は現状をしっかり認識をしておかなくてははいけない。現状といいますのは、答弁の中にありますが、例えば町民所得はどうなのか、町民の暮らしは果たしてどの程度豊かになったのだろうか、本土とあるいは鹿児島県を比較してどうなのかというところを改めて紹介させていただきますと、住民所得ベースで見ますと、答弁の中には平成21年から平成30年までの間に1.3倍、3割増加しているという紹介がありましたが、具体的な数字で申し上げますと、最新の令和元

年度の数値でいきますと、1人当たり町民所得223万2000円ですね。223万2000円という数字は群島の中で、上から数えたら7番目ということになります。鹿児島県の県民所得が250万9000円ですので、その約89%に当たります。国民所得の319万8000円と比較すると69.8%、約7割ということになります。ちなみに、これを東京と比べてみましょうという話で、東京と比べますと東京の都民所得は541万5000円で、与論は41%にしか当たらないという4割ですね、厳しい数値。都会と比べてもしょうがないのですが、そういった実態であるということ。あるいは物価について調べてみますと、鹿児島地域を100とした場合に、奄美地域の指数というのが出ています、令和3年度の数値です。加工食品は125.1、生鮮食品113.2、飲料117.5、石油製品108.8といったトータルでは総合指数というのがありますが、総合指数で109.3、約1割ぐらひは群島レベルで高いと、当然与論が一番遠いですので、一番南の端にありますので恐らく数字はつかめないのですが、本町はさらに1割前後高いというふうに考えていいかと思います。非常に厳しいと。いわば少なくとも15%から20%ぐらひは高いのではないのでしょうか、物価がですね。そういったことで考えてみるとやはりどうしなくてはいけないということが大体見えてくると思うのです。一方、与論町の財政を見てみますと、一番財政の比較に使われる財政力指数というのがあります。これは難しい言葉で言えば、基準財政収入額を基準財政需要額というので割った過去3年間の平均ですが、簡単に申し上げれば、町が必要とする経費に対する自分の町の税收等の自前収入ですね、この割合を示した数値ですが、これは与論町は0.15しかないんですね、0.15。1に近いほど良くて、1を超えると交付税を交付する必要がないということで、交付税の不交付団体になります。そして群島の平均は0.16、かなり低いですね、0.16。鹿児島県が0.29、沖縄県がちなみに0.40。全国平均で0.51。これと比べても非常に与論町は0.15ということで、相当極めてぜい弱だということが、数字として町の財政力が弱いということがわかるかと思います。それから、群島内のお金の流れというのを見てみますと、群島の経済循環構造について、これは鹿児島県の離島振興課がまとめたものがあって、令和4年度の奄振総合調査の結果概要というのがあるのですが、もともと環境省のシンクタンクが調べたデータのようなのです。たまたまこの前、港湾の調査で見た鹿児島県の公明党議員の皆さんから資料を頂いたものです。最新の資料でしたが、それで見えますといろいろなことがわかります。産業別でいきますと、与論島の地域外から所得を得ている、外貨を稼いでいるのは何が稼いでいるのかといたら、農業という数字が出ています。農業が一番生産物を島外に出して、売上げから所得が残っているというのが農業が一番実績が上がっていると、その次にガ

スとか熱供給業、3番目に水産業、4番目に宿泊・飲食サービス等の観光関連産業、5番目に運輸・郵便業というふうになっています。それから地域外に所得が流れている産業、与論島で一緒に頑張って売上げを上げるのだけど、所得が外に流れていっているというような産業というのがまたあって、それは例えば保健衛生・社会事業となっていて、恐らく中身は医療とか保健関係の事業かと思われます。それから卸売業、輸送用機械・建設業、食料品関係、石油業などというふうが続いて分析されています。地域外に所得が流れている産業というのは、それは外に流さないようにしたいのですが、そういったのをどういった手立てで防いでいくのかということも考えてみますと、やはり地産地消ですね、自分の島で生産したものを自分たちで消費していく。そういったのも1つの手であろうと、要するに自給自足の数値を高めるというのが大事だということが見えてくるわけですね。地域外に依存するのを減らしていくというのが1つの方向性であろうかと思います。先ほど南有隆議員から稼ぐ力が弱いという話がありました。まさにそのとおりで、与論町は外貨を稼ぐ産業の振興というのが重要になってくるかと思います。数字で申し上げますと、例えば群島経済についてのまとめです、群島です、与論だけではなくて。群島民の労働生産性というのが出ていまして、1人当たり665万円を労働生産として出していると、全国の平均が962万円ですので、全校平均の69%に当たります。つまり先ほどの1人当たりの町民所得が全国平均の69.8%ですので、ほぼイコールですね。そういったことになっていて、稼ぐ力が弱いということで、実はその中身を見てみますと、与論に分配される税金分を控除した政府支出というのがあって、国とか県から島外から流れてくるお金の中に政府から出てくる、奄振事業は特にそうですね、国県補助金であるとか交付税であるとか、そういった所得の移転があるわけですね、これを所得移転というのだそうですが、こういったのがまた見てみると、結論的にまとめを申し上げますと、島外から分配で得た、国とかから分配で得た所得というのが地域の生産拡大に貢献できていないという状況、要するにしっかり外から入ってきたお金を自分たちで消化して、それを次の生産性とかそういったのにつなげる力が弱いと、簡単に言えば外貨を稼ぐ力、そういう力が弱いというのが分析されているということですね。そもそも与論というのは非常に地理的に自然的条件も非常に厳しいと、県と鹿児島市から航路距離で594キロですね、そして台風も多いと。そして中身をちょっと見てみますと、例えば一般廃棄物であるとか、産業廃棄物の処理であるとか、簡潔型の島内の処理が求められるわけですね。そういう意味で、人やものの移動経費であるとか物価、あるいはリサイクルとかに関わるような搬出経費、当該に今搬出するのが今かなり大きいですね、産業廃棄物、そういった経費がかかると。そしてまた教育面では、例えば与論高校は

あるのですが、上の学校に、大学とか専門学校とか行く場合に仕送りが必要だということで、教育の面での経費もかかるということで非常に厳しいわけです。そういった状況を、いわゆる条件不利性ですよ、こういったことが実態としてあって、やはりまだ所得の水準であるとか物価等の水準、経済的な格差というのが、鹿児島本土と比べると非常に大きいというのが実態であるということをしつかりと把握しながら、奄振の延長に向けてしっかり主張すべきは主張して、頑張っていかなければいけないというのがおわかりになるかと思います。

こういった分析について、町長の御認識を一言お伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） いろいろと指導いただきましてありがとうございます。先ほどから出ていますように、本当に稼ぐカイコール町民の所得にも直結するわけですが、これと地産地消の問題、本当に時代は変わりまして昔はお米をつくってイモをつくって、自分たちで消費するという経済でしたが、今はさとうきびをつくり、サトイモをつくり、牛を育ててお金を稼ぐという方向にきて、それで所得が上がっているという面もありますが、そういうふうなことを考えながら、今後それに比べて県とか国に比べて所得が低いという点もございますので、みんなで力をあわせながら、どういう産業が本当に稼げるのかということも考えながら、今後取り組んでまいりたいと思いますし、農業だけではなくて水産業とか観光業にも力を入れながら、奄振の活用もしてまいりたいというふうに考えます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） まだちょっと触れませんでした、今、与論島あるいは南西諸島全体で考えますと、非常に厳しい状況になっています。いわゆる台湾有事であるとか北朝鮮問題もそうですが、非常に安全保障環境が厳しくなっているということで、日本の国土を守る上で、あるいは国境離島として非常に重要性が増している。国家的に見た場合に多面的な、多面的と申しますのは例えば奄美群島というのは南北220キロに及んでいますので、広範囲の領海、排他的経済水域というのを確保されているわけです。そういった意味で今非常に国家的な役割というのがまた注目されていますので、こういったチャンスをつかみながら、しっかり奄振事業の延長に向けて理論武装をしながら、しっかりやっていく必要があるかというように考えるわけです。ところで、奄振事業のその法律的なところを見てみますと、補助率とかを比較してみますと、例えば一番身近な沖縄振興法とちょっと比較してみます。沖縄法は27事業があつて、27事業のうち18事業が10分の9から満額10分の10の公立補助なのですね、27分の18事業は10分の9から10分の10の公立補助なのに対して、奄振法は22事業あつて補助率10分の5から10分の1

0。そして冒頭申し上げましたように、平均で国の国費の支出率というのは64%ですよね、63.9%、この奄振法の場合。非常にこの沖振法と比べてやはり地元負担が大きいと、もちろんその背景は申し上げるまでもなく、いろいろな背景の違いがありますが、やはり奄美の自立化という意味で、自立的な産業を育てていくためには、やはり補助率のかさ上げというのは要望していかなくてはならないなというふうに考えることと、もう一つ、今の現行法は5カ年延長ですよね、5カ年刻みで延長していくわけです。これは今年の1月、2月だったですかね、南海日日新聞に奄美市区の元県議の与力雄さんが主張して、長い論文みたいなものを4回連載されていましたが、奄振法についてですね。その中で与元議員はこういうことをおっしゃっていました。現行法の5カ年の時限法を期間10年にすべきだと主張されていました。私もなるほどなと思ってですね。期間10年といいますのは、例えば離島振興法とか、今の沖縄振興法も、山村振興法、半島振興法全て10年なのですね。奄振だけなぜか5年なのですよ。小笠原もたしか5年ですね、小笠原振興法も。なぜ離島振興法とか沖縄振興法とか山村振興法、半島振興法は10年なのに、何で奄振5年なのかという話で。これは是非ですね、私も10年に延長すべきだと思います。今から答弁の中に次のところで出てきましたが、やはり沖縄との連携とかそういったことを考えたときに、あるいはその事務を担当する地元市町村もそうですが、例えば、奄美群島広域事務組合とか地元市町村、鹿児島県も含めてですが、その事務的な負担といいますか5年ごとなのですが、3年、4年経つともうすでに次の延長に向けた作文的な事務に非常に労力がかかるわけですよ、これが大変だと、町民へのアンケート調査とか各種団体に聞き取りをしたりして大変な労力、事務的な労力がかかるわけですよ。そして長期的には10年というスパンでのビジョンというのも、なかなか5年、5年刻みですね。終わってちょっと落ち着いたら、また次のビジョンを考えなくてはならないというようなことになってきて、ちょっと効率が悪いというふうなことを与議員も言われていまして、私もなるほどと思いました。そういう意味で、今の現行法の5カ年の延長というのを期間10年に要望するのも、1つの方法かなと私は思います。沖縄との連携を考えたときにもですね、今後こういったところに力を入れて発信すべきではないかと思います。

次の2番目のところに、そのままスライドして移っていきますが、奄振法の延長に向けた理論的なベースといいますのは、紹介申し上げました「奄美群島成長戦略ビジョン2033」ですね。これはまだまとめはまだできていないわけなのですが、今の段階では骨子と、骨組みという段階で今できているようですけど、結論的にはこの新しいビジョンは、3つの柱がなっています。まず基本理念から紹介しますと、群島民が幸せに生活するために、前ビジョンの基本理念である重点3分野を継承し

つつ、新たに3つの柱を立ち上げて、自然と文化を守り受け継ぐとともに、仕事の創出に重点を置いた産業振興を目指すというふうな基本理念になっています。今の現行の成長戦略ビジョンの柱ですが、重点3分野といいますのは、1つ目農業、2つ目観光・交流、3つ目情報プラス2分野、2分野は文化と定住ですね。この農業、観光・交流、情報この3分野に加えて、新たに3つの柱を示すということで、その1つ目つなぐ宝、これは資源とか価値を意味するのだそうです。2つ目稼ぐ力、経済成長、3つ目支える基盤、これはインフラ等人材基盤ですね、そういったソフト的なものを含めた基盤を軸に、仕事の創出に重点を置いた産業振興を目指すというタイトルになっています。そういう意味でやはり先ほどからずっと出ていますように、南有隆議員も言われていましたが、人材不足ですよ、今。流れとして、与論町の特に抱える課題の1つにですね。教員だけではなくて、建設業であったり介護、医療、農業、商工業、そういった全ての分野に与論でも人材不足になっています。当然行政職員も足りないというふうな形になっているわけで、非常にこれも大変な問題ですよ。人材が不足しますと経済がやはり滞ってきますので、経済が回っていきませんので、やはりこれを何とかしていかなくてははいけない。そういったのが大きな課題であるというふうに考えます。そこで、時間的なあれもありますので、もう私提案したいと思います。提案というか、御答弁の中にありましたように、鹿児島県の調査結果とかあるいは群島成長戦略ビジョンにも共通してきますが、提案として、箇条書的に申し上げてみたいと思います。まず、基本的には次期奄振も含めて目玉として考えるべきは、やはり基幹インフラですね、私ども議会が今一生懸命取り組んでいます、供利港含めて供利港新岸壁の整備ですね、それから与論空港の整備、こういった基幹的な生活インフラのもとになる一番重要な、まずこれをしっかり押し出していきたいというところ。与論空港については、後で喜山議員からもうあろうかと思いますが、これからはプライベートジェットであったり、空飛ぶ車の時代というような時代にもなりますので、あるいはまた先ほどから申し上げていますように、台湾有事とか国土防衛とかいうところで米軍との関わり、この前もオスプレイが着きましたが、そういった米軍との関わり、自衛隊との関わりあるいは海上保安庁との関わり、そういったいろいろなこの非常に厳しい時代のそういったのにも対応したような空港の整備が求められますし、当然奄振事業も含めて、奄振で駄目であればほかの事業も含めて、しっかり整備が必要だというふうに考えます。ほかには申し上げていますように奄振交付金のしっかり増額を提案していくと、増額をするためにはアイデアを出していかなくてははいけません。こういうところに使っていきたいということでしっかり要望する。特に運賃物流コストですね。運賃については、今例えば奄美群島から沖縄の間の路線の航路・航空路運賃軽減という

のは、今実現していないわけですね。そこをしっかりと要望していくとかですね。あるいは、群島から沖縄本島へのいろいろな物資の移出分をしっかりと対象に加えてもらうという努力も、当然加えていくというのは非常に重要なことですし、ほかにも先ほどの人材育成であるとか、こういったこともしっかりと奄振交付金の中に盛り込んで、しっかりと手を挙げて奄振交付金の増額に向けて最大限努力をする必要もあるというふうなことです。それから、今また与論での大きな課題になっています住環境ですね、空き家活用を含む住環境の整備、定住化促進ですね。町長も定住化促進を大きなテーマにされていますが、重要なことです。本当に住宅が不足して今大変なことです。それから、台風災害とか津波、そういった有事に備えた台湾有事も含めて、電柱の地下埋設であるとか、あるいは極端な話ですが、避難シェルターの検討も必要になってくるかと思います。それから、情報化という話がありました。5Gの時代に対応した最先端な情報通信インフラの環境の整備というのはやはり重要だと思います。またそれに伴って、町外から稼ぐための新しい産業というのも生まれてくるでしょうし、是非、そういったところにも力を入れていただきたいなと思います。それから、昔から結構気がついていらっしゃるかと思いますが、農水産業関係の研究機関とやるとか試験場、あるいはできれば大学とかの与論キャンパスといいますか、鹿児島大学の与論キャンパスというのはありましたが、大学の与論キャンパスをまた誘致することによって、いろいろな本土との知的なつながりができていきますので、教育的なそういったことも重要であるかと思います。

ちょっと列挙してぱっと申し上げましたが、どうでしょう、町長。今私が申し上げましたこと含めて、少しでも島のために良かれと思うような事業を積極的に手を挙げてやっていただきたいと思います。特に交付金の活用ですね、そこをしっかりと確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に与論町の議会は、いろいろと御指導いただいて提案いただくということは大変ありがたく思います。特に私たちが思うことは、いろいろなインフラ整備、あるいはその奄振を活用した事業をするときに、何がまず先に来るのか、何が必要なのか、例えば子供たちの教育に対して校舎は大丈夫なのかとかですね、あるいは橋りょうとか橋とか港とか、どちらから先に進めていくべきかということ年次的に考えながら進めているわけですが、先ほど沖野議員から提案がありましたように、いろいろな運賃の問題、あるいは港・空の問題、それから人材育成とかというようなことで非常に大事なことです。今後優先順位をつけながら進めていければと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） ちょっと話が違いますが、今、日本の経済というのはGDPで世界3位と言われて、かなり先進国の中でも上位なんだという意識がまだ残っているかと思いますが、この前マスコミが出している国民1人当たりのGDPというのは、すでに27位だそうですね。27番目に落ちてきていると、1人当たりですよ。しかもこの30年ぐらいずっと経済が横ばいで、先進国の中でも停滞しているというふうな状況、これは私が質問するようなあれではないのですが、要するに日本の経済というのは非常に厳しくなっているわけですよ、この2、30年ね、横ばいで。さとうきびの値段と同じようにずっともう伸びていないわけです。その原因は、これはごめんなさい、私の私見です、やはり積極財政をしないといけないと経済は良くなりないと私は考えています。いろいろな情報を取り入れながら勉強させていただいていますが、積極的に行政がリードをして、効率のいい優先順位を決めて、予算を投資して積極的に財政を展開していかないと、財政投資を展開していかないと、地元の経済というのは回っていきません。そこで私はずっと積極財政で今からいかないと、与論はどんどん取り残されていくと私は考えていますので、是非積極財政に転換をしていただきながら、効率のいい事業の取捨選択、優先順位をつけてですね、頑張っていかなければいけないと考えていますので、どうぞ町長も是非お聞きいただいて、そのように展開していただければと思います。

時間の都合もありますので、次のテーマに移りたいと思います。不登校児童についてです。教育長の答弁の中に数字として見えなかったのですが、数字として例えば、先に私の方で紹介させていただきますと、全国的な話はちょっとあれでしょう、数字はありますけど。例えば鹿児島県の公立学校のデータが出ています。不登校について、小学校で833人、中学校で2,153人、高校で702人、合計3,700人の子供たちが鹿児島県内で不登校というふうに数字が発表されています。そして大島郡内、大島児童相談所が発表している数字です。大島郡内で令和2年一番新しいのが25件、これはちょっと少ないなという感じがするのですが、令和元年は42件、平成30年は47件ありました。だんだん減っているような感じで数字が発表されているのですが、それから平成29年は30件ということで、おおむね郡内で大体30件から40件ぐらいは年間で不登校が出ていると、これは相談数ですね、ごめんなさい。不登校についての相談があった件数です、大島児童相談所がまとめたもの。では、与論町はどうなのかというところ、ちょっと具体的な数字がなくて、教育長は、令和3年度の実態調査の小学校の場合は半分の率とかいうような言葉で表現されていますが、具体的なことが全然見えなかったのですが、その数字の公表というのはできないものなのですか、わからないからですか。ちょっと

簡単をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ちょっと申し上げますので、5年分ぐらいでいいですか。

○9番（沖野一雄君） いやいや、最新の。例えば令和3年度の数字だけでいいです、小学校、中学校。

○教育長（町岡光弘君） わかりました。この令和3年度の例でちょっと落ちましたという例は、令和4年3月現在、いわゆる令和3年度の分ですね、30日以上長期欠席の中で病欠、経済的理由を除くというのがこの不登校の定義になっています。小学校が2人、中学校が8人で、与論町は10人になります。これは、先ほどの答弁の中で言いましたが、まだ令和3年度は合計がこれよりも多いです。合計だけでいうと17人。

○9番（沖野一雄君） もう結構ですよ、合計7人。

○教育長（町岡光弘君） 合計10人。この同じ同期の増えたときの与論町はこういうことです。その前の年度は17人ぐらいいますということです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 一応与論にもその小学校、中学校しっかりした数字で上がっているということ。恐らく問題は、その予備軍は何人ぐらいいらっしゃるのかといったときに数字は出ないかと思いますが、やはり予備軍も相当いらっしゃると思うのですよね。そういったことの対応をしっかりと考えていかなくتهはいけないと思うのですが、答弁の中にありますスクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカー、そういったしっかり必要な人材の手当てですね、教員の中で。このニーズに対して、あるいは今後予想されるニーズに対して、しっかりこの数は満たされているのですか。どうでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 理想的に言うと、もうちょっと欲しいというところがそこに書いてありますように、スクールソーシャルワーカーの枠を、あと何日間か派遣でできるようにしてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 数字はわかりました。予備軍も相当いらっしゃると思うのですが、やはり学校に行かない、学校に行けない、そういうことの要因はいろいろ全国的にも分析はされているのですが、いずれにしても何とかしなくてはいけない、その子供たちに対してですね。そのまま放っておくわけにはいきませんのでですね。そこを学校としてあるいは教育委員会として、不登校をしている子供たちに対してどのような選択肢があつて、対応ですよ、具体的な選択肢。例えば学校に行かなけ

れば通信教育を受けるようにしましょうとか、あるいはフリースクールを紹介しましょうとか、あるいはほかにもありますよね、例えば鹿児島県でいけば、不登校特例校というのがあるみたいですね、城西高校ですかね。ここは結局学習指導要領にとらわれずに、特別な教育課程を学校で編成して、そういった特例的な活動が許されている学校が県内では城西高校だけだそうです。そういった高校生であればそういった対象、いろいろな選択肢があるのですが、どのような選択肢があって、どう現場では指導しているのか、そこをちょっと具体的なところを聞きたいのですが、あまり時間ありませんので、簡略でお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 不登校にはまず親と相談をしながら、子供の状況を判断しながら、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーと相談をして、どうしたいのか、どうしていけば一番いいのかということをやっています。選択肢というのは、中学校を出てからのことなのか、今ある状況の不登校にどうしたいのかということですが、現在の子供たちの選択肢としては、まずは相談ができる、あるいは学校の授業には入らずとも、相談室等でスクールソーシャルワーカーとともに勉強したりというようなことで、短い間を子供の状況に応じて、今日は4時間だけ出てきたい、今日はこの授業だけ受けて帰りますというようなことも聞きながら対応をするという選択肢がございます。進学については、またさまで、今のドリームコースも含めてですが、定時制という方法もありますし、そういったことは紹介をしながら子供の状況に応じてそこが選択できるか、経済的なこともありますので、そういうのをやっているということです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） ちなみに公的な支援機関というのが、教育支援センターというのがありますよね。そこが一応公的な支援を行う機関、教育委員会が用意する適応指導教室と位置付けられているわけですが、ここに紹介をしたり、あるいは保護者に対してこういう話をしたことはありますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） これは文科省が進めている、与論町にも発達支援センターを置きませんかというような内容だと思います。それを一時つくろうというようなことで、つくってやったところの状況も聞きましたが、人の配置だったり1年目は起動したけど、2年目から通うのがいなかったというような状況もあって、今現時点ではそのスクールソーシャルワーカーの相談を充実させる方向にやっています。また、与論町にもNPOのクリエイティブスクールというのがありまして、それも学校との連携をしながら見守っているところです。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 今申し上げたいいろいろな選択肢が、不登校の子供たちに対して考えられるのですが、その中の1つとして、与論町にはすでに民間のフリースクールがありますよね、御存じのとおり。この民間のフリースクールに対する教育長の認識、そしてそことの連携あるいは支援、そういったのをどう考えているか簡単にお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 前回の質問等でもありましたように、スタートの段階において配慮すべき事項も含めて、またやっているところの名瀬のNPOの方ともつないで語っています。そして、行うことについては学校とも連絡を取るように、連携を図るように校長会でも話し、本人にも運営側の方にも話して、連携をなるべく取って行うというようなことで認識をして、島の子を両方で救い合うというような方向で考えたいというふうに話をしています。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 実はこのフリースクールというのは完全な民間ですので、例えば町から補助金を出したりというのは非常に厳しいのですが、この厳しい中で全国の自治体をネットで調べてみますと、いち早く補助金を出しているところがあります。是非参考にさせていただいて、与論町でもこういった関わり、あるいは連携、あるいは定期的な意見交換ですね、与論のフリースクールとの。そういったことを是非やっていただきたいのですが、ちょっと補助金を出しているところを紹介します。うちも補助金を出すからには条例の設置が必要なのですが、例えば福岡県でもやっています。それから滋賀県には結構多くてですね、滋賀県草津市、米原市、甲賀市、彦根市。鳥取県鳥取市。佐賀県では杵島郡江北町というところが、フリースクールや通信教育で学ぶ小中学生に支援金を出していますね。2021年度の佐賀県ベスト育児制度賞というのをもらっている佐賀県の江北町というところもあります。そういったところで補助金を出して、フリースクールとの関わりを積極的に支援しているところもありますので、補助金までにはまだ次のステップでしょうが、しっかり意見交換をしながら連携を取って、どうしても学校に行かない子供たちとか、そういったのを是非救っていただきたいと思います。その意気込みについて教育長、まとめをお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 地域に根差したあり方をやはりじっくり検討をするの下に、支援するネットワークというのを書いてあるのは、実はこういった子供が卒業した後、仕事の形で迎え入れている方々もいますので、そういった必要な支援をどうす

ればいいかをやはり考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非、そういったかわいそうな子供たちのために、ベストを尽くしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、5番、喜山康三君に発言を許します。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 一般質問を行います。

1 空港の安全確保と関連施設整備について

- (1) 米軍オスプレイ機のトラブルで定期便の到着が遅延している。1976年・YS-11が週3便隔日運航開始以来46年経過しています。機材も大型化し便数も激増していますが、現状の空港エプロンは狭く乗降客や空港作業員の安全確保が懸念されます。空港エプロン拡張、滑走路延伸、ターミナルビルの増築及び駐車場など周辺整備をはじめ空港の安全確保のための延伸事業等を行う必要があると考えるが、見解を伺いたい。

2 離島における患者搬送方法と将来に向けた離島医療のあり方について

- (1) 現在、運用されているドクターヘリはそもそも、救急対応に配備されたものと理解しています。専門医の治療を必要とする移動に困難な患者や移動に著しく苦痛を伴う患者の搬送は離島住民が望んでいる医療環境の重要な1つと考えています。離島における患者搬送方法と将来に向けた離島医療のあり方について調査を進める必要があると考えるが、見解を伺いたい。

3 観光行政の取り組みについて

- (1) 百合ヶ浜は本町観光のシンボルで、中金久海岸は本町を訪れるほとんどの方が一度は足を運ぶ本町観光の表玄関ではないかと思っています。ところが、雨降り時には水溜まりができ、晴れた日には砂埃が舞い、まともな駐車場も案内看板もない、荒れ放題、無策で放置された状態が今日まで続いています。観光振興を標榜する以前の基本的な取り組みが欠落していないか、見解を伺いたい。
- (2) 観光産業は地域の総合力の結集とも言われています。文化、歴史を本町観光産業推進のコンテンツとして捉えるとともに地域住民の学びの場として活用、取り組む考えはないか、見解を伺いたい。

以上。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず、空港の安全確保と関連施設整備についてお答えを申し上げます。

与論空港は、滑走路延長 1,200メートル空港として昭和51年より供用を開始しており、平成17年に滑走路等舗装強度変更を実施しています。与論空港は滑走路が短いことにより、現在運航しているATR72（鹿児島便）に関しては、夏場は定員70人に対して約63人の搭乗制限がなされています。それらを踏まえましても滑走路延長は喫緊の課題だと認識しています。また平成31年4月の航空法の省令改正に伴い、令和8年度までに基準を満たすための滑走路端安全区域の事業着手が必要となり、鹿児島県が管理する7空港のうち奄美空港及び徳之島空港・種子島空港と着手しており、与論空港におきましても、順次着手予定と伺っています。

エプロンについては、7,700平方メートル（プロペラ機2バース）で供用開始しています。先日米軍のオスプレイ機着陸の際、自衛隊機の演習のための離発着はお断りし、また定期便とドクターヘリが重なりましたが、どうにか対応ができました。

平成28年に鹿児島県にエプロン拡張の要望書を提出しており、随時要望はしていますが、これからも引き続き要望してまいりたいと思います。

次に、離島における患者搬送方法と将来に向けた離島医療のあり方についてです。

離島における患者搬送方法と将来に向けた離島医療のあり方については、鹿児島・沖縄両県に御尽力をいただき、救急医療には沖縄県と奄美のドクターヘリに対応していただいているところです。

御承知のとおり、離島医療における専門医受診に関しては、与論徳洲会病院における特別診療がありますが、日程や人数制限等により受診が適時できない場合や大腿骨折等移送の困難な事例も生じることも予想されます。

今後、島内における搬送困難事例の検討・分析を行い、解決策については、離島で診療を行う医師の移動時間短縮のために、ヘリコプターによる離島等医療連携ヘリ事業（RIMCAS）も実施している長崎県の離島へき地医療を参考に、「鹿児島県保健医療計画」へ奄美圏域の離島における患者搬送方法について、検討事項として提案してまいりたいと考えています。

次に、観光行政の取り組みです。

中金久海岸の入り口周辺につきましては、これまでは老朽化した施設が残っており、景観面・安全面で支障を来しておりましたが、随時解体・撤去を行っています。

また、かねてより駐車場の不足が指摘されていましたが、昨年度旧テニスコートを駐車場として開放するとともに、さらに旧テニスコート北側の空き地を新たに整備いたしました。地元事業者等からも駐車場の場所がわかりにくい、どのように行

けばよいかわからないなどの話があったため、応急的に簡易な看板を設置しています。

誘導看板につきましては、国立公園の管理運営計画に添って色合いやデザインを検討し発注しており、近日中に設置する予定で手配をしています。

水溜まり等につきましてはシーズン前に点検を行い、コーラルを入れて補修したところではありますが、再度補修の必要な箇所を確認し、早急に対応してまいりたいと思います。

本格的な景観整備につきましては、今後渚の交番の工事が予定されていることから、その完成後に実施していく予定です。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、観光行政の取り組みについて答弁させていただきます。

基本的には文化、歴史はそれぞれで学びの対象でもあります。議員の御提案のとおり、本町観光産業推進のコンテンツとしての側面も強いものであるとして捉え、取り組んでまいります。

学校教育においては、その発達段階を考慮して、学びの部分のウエイトから徐々に観光産業推進の部分も重くしていきます。

具体的に申し上げますと、海洋教育の推進において、地域を理解し、地域課題を解決する学びへと進んでいく中で、観光産業発展への研究も深まっています。

教育委員会が現在実施している与論城趾発掘調査も「与論城趾の国指定」に向けた調査ではありますが、この活動には与論城趾に関係する歴史の研究、与論町の生活・歴史・文化の研究も関係しています。また、その経過報告会も計画的に行っており、これまでにシンポジウムも実施しました。これらのことは、町民への与論町の文化財に関する保護・伝承活動の一環であり、あわせて観光産業推進へのコンテンツとしての役割も果たしています。

今後もあらゆる機会を通して、児童生徒の学びはもちろん地域住民への啓発促進、地域内外への与論町の文化財に関する情報発信にも力を注ぎ、与論町の歴史・文化を尊重し、与論町の永遠の繁栄を期したいと考えます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 突然ですが、朝岡課長にお尋ねします。奥さんが誕生日のときには何かやっていますか。大変プライバシーなことをお聞きしますが。

○議長（高田豊繁君） 朝岡会計課長。

○会計課長（朝岡芳正君） お答えします。

朝起きて、おはようの後におめでとうございますは言っていますが、特に何かを

準備するとかはしておりません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） どうもすみません、突然プライバシーなことをお聞きして。副町長にも町長にも聞きたいけど、似たようなものではないかなと思ってですね、もしかしたら副町長は、ケーキをつくってお誕生日でもしているのではないかなと思いいながらお聞きしたのですが、やはり日常が大事で、日々身近な方に対して感謝とかを忘れているのではないかと、もちろん私も含めてですが、そう思っていないのですが、私はこの空港問題も何も差し当たって今取り上げるべきというか、前回からずっと問題になっていた話で、何とはなしに日々、もうこれで現状に対して疑問も抱かないで、その価値に対しての感謝もなく、のほほんと過ごしているのではないかと、改めて飛行機から歩いて見て、まず降りて感じることは、与論空港の看板がお粗末だと、あれで与論観光を標榜するものにはならないのではないですかと。また、今回問題になっているエプロンの問題ですが、あのエプロンの大きさで定期便が2機入っていて、化学消防車が配置されて、タンクローリーが来ているわけですよ。それで周囲では空港職員があたふた、もう本当にばたばた作業していますよね。事故が起きないかなと思って、本当に傍から見ていてハラハラするぐらいなのですよ。例えば、前回2回の一般質問で空港消防についてもお聞きしましたが、化学消防車を配置するときに、北風が吹いているのに風下側に配置してみたり、そのとき爆発事故があったら、風下にある消防車にも駆けつけて応援することもできないではないですか。そういう安全対策とかそういうものがものすごくずさんな感じがするのです。だから、これらなんかも含めて、やはりもう一度再点検というのですか、やはり素人というかまっすぐな気持ちでもう一回見回したときに、やはり異常性がいっぱいありますので、その辺から一つずつ一つずつ整備していくことを考える必要はないか、そう思うのですが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘をいただきましたように、与論空港につきましては滑走路が短いということに付随しまして、エプロンも非常に狭いということで、前にもいろいろ御質問があったりしているのですが、私たちもその滑走路の上にまで飛行機が停まるというような、4機着陸したことがあったりというふうなことで、是非エプロン拡張をというようにずっとお願いをしてくれているわけではありますが、今後続けてまいりたいというふうに思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 答弁書の中で、奄美空港及び徳之島空港・種子島空港と着手しておりとありますけど、何で与論が着手されていないのかね、まずその理由をお聞

き申したいのですが、この奄美群島の中でやはりいろいろな意味で手狭で非常に危険性が高い空港は、私は与論空港じゃないかと思っているのですよ。そういう意味でも県における空港整備においても、是非その与論空港の周辺一帯、エプロンも含めて延伸も含めて、強く働き掛けをお願いしたいと、副町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この件は、エプロンのことは答弁書に載っているとおりなのですが、やはり航路航空対策協議会というのもありますので、その中で島の現状について要望してまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 副町長、要望では駄目ですよ。机をたたいて要求するぐらいの意気込みで、是非この与論空港を進めていただきたい、お願いします。それはもう副町長は絶対できますから、よろしくお願いします。

それから、後の観光関連とも関わりがあるのですが、やはり空港ターミナルビルそのものね、前の町長の時代に飲食部分とお土産部分とその辺は拡幅されていますが、待合所も少し確保されているのですが、トイレも本当に手狭でみすばらしい。空港株式会社は、あの状態では万年赤字の会社ですのではないかと思います。是非これを公的なものでやらない限り、空港株式会社でそれができる力があるわけがないですよ。だから前の駐車場の整備とかも含めてそろそろ、今回沖野議員が先ほども質問されていましたが、やはり基本インフラそのものが結局時代にそぐわなくなってきていると、安全対策上が。是非その辺もあわせて強力に進める必要があるのではないですか。そう思いますので、総務企画課長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 以前、空港ターミナルを整備した事業につきましては、たしか緊急経済何とかという事業で整備したと思っています。今後、そういった中身で補助事業等の事業がないか、また検討・模索しながら、協議しながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 後でもちょっと触れようとは思っているのですが、強靱化計画ですね、強靱化計画の中でも空港とか港とかというのは、やはり非常に重要なインフラだと思うのですよ。だからその強靱化計画の中でもどういう形に位置付けられているか、ちょっと私ここまで勉強していないのですが、是非この辺とも絡めて、先ほどから沖野議員が言われるように、いわゆるいろいろな諸問題が起きたときにも対応できるような空港整備というのは非常に重要ではないかと思いますので、是非強く進めてくださいますようお願いいたします。

では、次に移ります。離島における患者搬送方法と将来に向けた離島医療のあり方についてですが、先ほど町長と副町長には資料をつくって差し上げましたが、本来は議員の皆さんも課長の皆さんにも、是非この資料はお目通ししていただきたいなと思っていたのですが、私もいろいろありまして、ちょっと皆さん方の分を印刷してこなかったのですが、是非、できれば共有していただくよう町長お願いしておきます。この中で、ぱっと見ればわかると思いますが、平成2年、3年からの表をずっと掲げている中で、ドクターヘリが平成27年まではばあっと来てメモってあるのですが、ほかにありますけど空欄になっていますけど、これは与論消防分遣所の資料しか閲覧できないものですから、そういうことで徳之島、沖永良部の場合はこれを抜けているのですが、この中で結局令和3年、2021年からメッシュが飛ぶようになって、12人の方が与論からは利用されているのですが、そのときには沖縄ドクターヘリが3件になっています。ずっとそれから搬送の中身を見られればわかりますが、御承知のとおり、与論にドクターヘリが飛んでくるというのはほとんど与論病院に一旦収容された患者が空港に送られて、空港から奄美や沖縄に送られている施設間搬送がほとんどだと思っているのですよ。それは急患発生でも例えば交通事故とかそういう現場にドクターヘリが飛んでいって、現場で応急処置をして病院へ回収するという、いわゆるドクターヘリの配備そのものの趣旨からは違った、ちょっと逸脱とまでは言いませんけど、そういう感じの搬送がほとんどを占めているのですが、私が望むのは、救急医療も大事ですけど、救急医療ではないけど専門医の治療を必要とするとか、例えばクオリティライフ、いわゆる今から生活していく上に、こういう重大な事故は救急ではなくても見せたほうがいいというけがをしたときとかですね、そういうときにはドクターヘリが要請できないような点が結構あるのですよ。だから、そういうところにも対応できるのは、やはり今の医療航空機、メッシュ。そういうものが必要ではないかと。特に沖縄で治療してから与論に帰ってきたが、今の状況では安静にしないといけないから、定期便や船での搬送は難しいとか、そういういろいろな方々のいわゆる帰島搬送ですね。さまざまな要件を考えたときに、離島には今こういう医療搬送方法がやはりどうしても必要ではないかということを考えて、以前から古川先生からメッシュの存在を知りまして、それをお願いしたのですが、令和2年にはメッシュの搬送がゼロなのです。これが沖永良部は7件出ているのですが、その理由は飛行機に与論から救急で、危篤ではないが医者か看護師が付き添って沖縄まで行く必要がある患者の場合は、結局病院側が非常に自分の経営とかいろいろな医師の配置とかそういう問題で、なかなか利用できなかったと。ドクターヘリの場合は、ドクターヘリの中に島外から来るときに専門医が乗って一緒に来ますから、与論島の医療機関に負担がないわけですよ

ね。だけどメッシュを利用すると、医療機関側の負担があるから利用されていなかったというのが背景にあって、令和2年度はゼロになっているのですよ。それが令和3年度、その翌年の2021年度からはいきなり12人という方が運ばれていますが、その理由は、メッシュさんが好意で医者や看護師が付いて沖縄に搬送したら、その医者や看護師をすぐとんぼ返りで夜まで返してくれたのですよ。そういうことをやりましょうよということで、古川先生とかいろいろ高杉先生とか、そういう先生や各機関の方と話をしながら、そうしたらもっと利用しやすくなるからそうしたらどうかという話に基づいたら、こういう結果が出たのですよ。だからメッシュさんがそういうことをやっていただいたために、結局これはすごいわと、それが軌道に乗り始めた途端、今年の3月の訓練飛行の事故で伊江島で墜落事故を起こして、それから中断している状態なのです。だけど話を伺っていると、現在でも徳之島や沖永良部から何とか飛ばしてくれないかという要請も結構来ているらしいのですが、やはりそこまで手が届かないと、結局NPOでやっているものだから、やはり飛行機はそういう運行費も自前で自分たちで調達しなければならないということで、現在中断している状態で、話を伺うと中古機で3000万円以上、安いと言っては安いですよ。双発機になると新品で8億円ぐらい、今徳洲会で飛んでいるのが双発機ですが、あれで中古でも半分近く。けれど小型機だったらそういう金額でも買えるという話を伺っているのですが、是非この辺を奄美群島の奄振なんかの中で、こういうものに対する支援制度はできないかなと。例えばこれを行政で行った場合、いわゆるかゆいところに手が届かないと言うのですか、帰島のサービスをしたりとか、杓子定規のサービスに終わってしまう恐れもあると思うのですよ。やはりNPOならではのサービス体制があって、やはり縦横弾力的にやれるというのが非常にNPOの特性もあると思うので、是非ですね、そういう形の医療搬送方法、また将来人口減少になった場合ですね、今の医療機関が今の医師とか診断器械とか治療機器を高額の機器を揃えて、患者を待ち受けるというようなほぼ難しい状態にならないかと思うのですよ。少なくとも緊急とか専門医とかは、即搬送できる態勢というのを将来的に構築されるためにも、このような搬送方法はどうかと。あと一点はですね、そのセスナの運航費用の燃費の問題なのです。ドクターヘリとは耐空検査だとか検査費用だとか、いわゆるランニングコストとかしたら桁が違うぐらい違うのですよね。私、20年ぐらい前にセスナを持っている友人がいて、那覇から与論までいくらぐらい燃費がかかるかと言ったら、1万円もかからないよという話だったんですよ。当時20年前で。だから今の値段も大してかからないのではないかと、だからそういう維持管理費の燃費とか、将来、町がNPOにいろいろ支援したとしても、そういう大きな負担をしなくてもできるのではないかと。そう

いろいろな意味で、搬送方法についてもこういうNPOの良さというのを引き出して、住民医療にもう少し取り組んでいただけたらと思いますが、担当課長にお聞きします。いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 町長の答弁にもありましたように、こちらの方からいろいろな議員がおっしゃるようなことを活用するのは非常にありがたいことかと思っています。答弁書にも書いてあるように、今後も行政的にも訴えつつ、町としてできることもやってまいりたいと思っていますし、昨年度からサンゴ礁基金でメッシュさんの方に年間50万円ずつの補助金も出していて、今年度も予算として計上させていただいて、今年度も支出予定になっています。なので、今後も町としても検討してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私も財政の厳しい中で、町長と副町長以下皆様方に御理解いただいて、こういうことをしていただいて本当に感謝しているのですが、将来、果たしてまた小型機を導入してくれるか、もちろん今の導入しない状況の中で50万円、金額はどうかのこうとしても、こうして支出することに対して、住民の同意を将来得られるかなということも非常に心配しています。それで、是非この新規というか、小型機が導入できるための話し合いというか、そういう盛り上げを是非やっていただくようお願いしておきます。

次に移りたいと思います。観光行政のあり方についてですが、先ほど1番でお尋ねしたように、今、与論に初めて観光に来たつमोरの目線で島を空港から降りて見た場合、非常にある意味案内板というか、今はスマホの時代と言っても、やはり案内板というのは基本だと思うのですよ。それで、あまりにお粗末だなと、やったらめったら看板を掲げるのもどうかとは思いますが、やはり、その辺の全体的な島のガイドをどういう形で組み立てていくかということについて、商工観光課や観光協会なりでそういう形のものがどういう方法になったかということが取り上げられてやったのかですね、非常に今までのずっとですよ、副町長も商工観光課長をされていますよね、議長も商工観光課長をされていますよね。その中でずっとそういう一連の中で、その一貫性というのが見受けられないのですよ。是非この辺も町長が中心になって、もう少し観光行政はかくあるべきかどうあるべきかについて、本腰を入れているのかなと、実を言うと。そのもう少し優しい手立てができないのかなといつも思っているのですが、これについてはどうですか、川上局長に聞いて見ましょうか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 突然の御指名で困りましたけど、お答えいたします。

私も商工観光課に職員としてしばらく勤務させていただいたこともありまして、議員のおっしゃるとおり、何かずっとつないでいるというか、一本の観光の施策の柱が確かに必要ではないかなとは思っています。今生涯学習課の課長もしていますので、その中にもまた次の質問にもありますとおり、歴史、文化のこともありますので、私の方ではまたその辺で何かできるような形で進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） あまり元気がないですね。是非、この辺の観光といっても教育長の質問の中にも入れてありますが、やはり地域の総合力だと思うのですよ。畜産業も与論牛のも出していますよね、産業課長。そしてそれから、いろいろさまざまな分野でまたがった形でその地域力というのが出るわけで、もちろんその中には教育も文化もいろいろ織り込まれてくるのですが、やはりそれを総合的に束ねる力量のある方が、商工観光課長というのは非常に重要な場所なのですよ。その辺を是非強く認識させていただくようお願いしておきます。

今回、この答弁書の中にも渚の交番の工事のことが出ていますが、私はこれを見る限り、それは逆でしょうと言いたくなるわけです、町長。渚の交番以前にやるべきことが先にいっぱいあるのではないですか。周辺整備をきちんとした中で、渚の交番をどうするかという話であって。渚の交番ができるから周辺整備をする話というのは逆さまもいいところなのですよ。こういうところが行政のお粗末さ、計画性のなさなのですよ、これ。いわゆるなゆんがねーなゆんがねーという感じに見られるわけ。今、百合ヶ浜の中金久の入り口のことを見ても、ちょっとこれ地籍図なんかも調べてみたのですが、これは保安林の中に個人の宅地や雑種地が入り込んでいますよね。これはそもそも与論空港の空港滑走路に土地を出した人の代替地として、ここのものを出したという話を聞いているのですよ。保安林の中にぽつんぽつんぽつんとこんな宅地があるはずがないわけですから。けれど、どう見てもこの保安林の中が、いわゆる振り分けたところ以外にはまた地目は保安林になっているのです。保安林を勝手に伐採してああいう広場みたいなのをつくってあるわけですか。この辺についてはどういう解釈なのですか。ここの保安林の担当の課長。

○議長（高田豊繁君） 山下産業課長。

○産業課長（山下秀光君） お答えいたします。

保安林につきましては、そこ一帯は39年に飛砂対策ということで指定がされています。今おっしゃられたとおり入って入り口側、右側が以前商業施設が建った建売りと記憶しています。それとまた入って奥の方に渚の交番が整備されるであろう

ところが、グラスポート案内所ということでありまして、そこら一帯、また今回渚の交番というのが出まして、以前台風とかさまざま防風林の寿命によりまして、枯死したところが多々ありますが、そこら方面一帯は前からキャンプ場とかございまして、そこを考慮してこちらの答弁の中にも載ってございましたとおり、県大島支庁とも話をしながら、速やかに保安林という形に戻していきたいなというふうに、今のところ県とも協議しながら進めているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この保安林を整備して、舗装してきちんと案内板をつくってもらえないかと思ったんですよね。そしたら調べてみると保安林帯になっていますよね、今日までほったらかされているわけですよ。だからああいう泥まみれに、埃まみれにね、商工観光課長、こういうことをあなたがするのは、わかりましたか。こういう基本的なベースのものを、行政の担当がきちんとチェックするようなものでないといけないということなのです。是非これをあなたにお願いしておきますが、よろしいですか。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 県の方と協議しながら進めていければと考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 進めていければいいのではないのですよ、進めてください。これでは行政だとは言えないのですよ、わかりましたか。そして、この渚の交番の建設に当たり、グラスポート案内所を取り壊されていますが、ここを利用されている業者の方から、もうこれ以上はあまり詳しくは言いませんが、非常に不便を被っていると。少なくともいろいろ行政がそういうことをする場合に、地元の方々ときちんとコンセンサスね、説明、優しく。いわゆる親身になって話し合っただけでどういう形で進めますと、そういう話を進める必要があると思う。こういう形で行政側が役所、役員づらして、押しつけるものではないよ。地元の方から非常に不満が来ています。そういうこともあります。それから駐車場の案内板ですが、誰もわざわざ遠いところに車を持っていかないですよ。今のある場所にどういう形でやるか、きちんとそれもやりながらね。お断りするならお断りの文面を入れるとか、その辺の親切、丁寧さが欠けているわけ。是非この辺を配慮していただきたい。また工事も始まるということですのでね、安全面のことも非常に大変だと思うのですよ。これについては、どのような安全対策なんかをされるおつもりか、課長どうですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 工事の方が今少しストップしているような感じですが、

こちらの方は工事の事業者、また担当されていらっしゃるＳＣの方々と協議しながら、その始まる工事の期間とかそこら辺をちゃんと話し合いながら、対応してまいりたいというふうに考えています。

○議長（高田豊繁君）　５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君）　あなたは指導者なのです。観光協会に話し合おうとかもちろん大事ですけど、あなたがきちんとこういうことをしなさいよという形で、業者にも指導してこうしなさいということが非常に重要だと、それをきちんと進めていただきたい。業者に全て丸投げするというわけではないですよ。だからその辺は行政主導なのだから、行政官なのだから、あなたが全てを指導していくわけだから、観光関係に関してはね。是非きちんとその辺を自覚して進めていただければ、これを要望しておきます。

次の観光産業は地域の総合力の結晶と言われているということで、先ほどから再三言っていますけど、教育長にですね、本町観光産業推進の１つのコンテンツ、１つのきっかけですよ、ある意味では。だから、取り組んでいくと今言われていますが、ほかの沖永良部とかあの辺を回ると、ここに以前裁判所があった場所だとかですね、いわゆる何とはなしに散歩しながらもそういうものが目に付くわけですよ。そうすることによってそこから歩く子供たちや大人の人が、ああ、なるほどなと、ここにこういうものがあったんだと。これが私、ある意味地域を学ぶ１つのきっかけだと思うのですよ。だから、学ぶためのきっかけが与論はなさすぎる。それが例えばいわゆる遺跡の調査と言いますがね、その琴平の下の崖を下までわたって、わざわざ下って行って遺跡を見る人なんて、それは１万人に１人いるか２人いるかね、よっぽどじゃないとしないのですよ。ではなくて、日々の生活の中で私たちの文化とかそういうものを知るきっかけ、目にするきっかけというものが大事であって、そこから１つの考えることが始まるのではないですか。私はそう思うのですよ。だから、必ずしも観光の意味だけでなく、社会教育上の問題からもね、偉そうに社会教育とかって言っていますが、そもそもその自分の地域のことを考えるきっかけはそういうことからくるのではないかと。例えば道路脇にあるいろいろな地名がありますよね、昔の地名とか。そういう地名の標識があってもおもしろいのではないかと、一体この名前は何で付けたのだらうって、何を由来としているのかと、そういうものでは是非進めていただきたいなと。突然ですけど、今教育長の頭に浮かぶので、今こういうものをつくったらどうかというひらめくものが何件かありますか。

○議長（高田豊繁君）　町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君）　今、学ぶためのきっかけが少なすぎるということに、やはりどきっといたしました。確かに、たのかんさーとかですね、ほかを歩いているとそ

ういったいろいろな角にぶつかるのを、そういったものが置いてあったりするところが、各地を回ればあるので、そういった意識、あるいは啓発資料なるものが出されているかと言われるとないので、そういう一般の人にも観光パンフレットの中にも刻まれるとか、その位置であるとかといったのが簡潔に表示されている、歩けばそういった紹介がある、パンフレットを見れば中身がある、そういったものはやはり連携して今後つくっていく必要があるなと感じました。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 商工観光課長、お聞きになりましたか。要するにね、観光するときには教育長とか教育関係とかいろいろな産業課とか、そういう方々から知恵をもらいながら何かいい方法がないかと、そういう全体的なハンドリングをあなたがやっていただきたいわけです。そういうインスタ映えするとかドローンの話はもういいよ。私たち足元そのものがきちんと整備されていないのではないかと、原点に返ることがまず第一ではないかと、僕はそういう意味で述べているのですが、教育長、前に西区公民館の館長からインジャゴーを文化遺産として何とかできないかと。インジャゴーについてその後何か調査されたことありますか。インジャゴーがどうして文化的な位置付けを、何かあるのかなとかですね。そういうことについて調査とか何か文献見渡されたことがあるのか、また今までないのか、川上課長。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） 今年、文化審議会において町の文化財指定の方には一応指定はできました。そのときに参考になった教授が調べたものもありますが、その後のこちらでの詳しいまた歴史的な背景とか、そういったものについてはまだ詳しくは調べておりません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私はインジャゴーについては、マチダハラナガさんの本の中にもおもしろいのが載っているのですよね。勝連半島からあそこにハジャーが来たという話がちらっと載っているんですよ、鍛冶屋さんね。それからそこに水が出ていたものを犬が見つけたとかですね、いろいろあるのですが、それを聞くと勝連半島ですね、今の平安座島とか宮城島、伊計島、結局要するに中部との関連性というのがこれを見て読み取れるわけで、これからもいわゆる伝説の中に入っていますが、やはりこれからこのことからインジャゴーはこの辺との歴史的つながりの背景ではないかなというのを暗示していると私は捉えています。それでいろいろ調べてはいるのですが。それからですね、例えば茶花のアガサ公園、図書館の横。あそこは与論に最初に裁判所ができた場所なのですよ。アメリカはいわゆる裁判官が列車で各地区を回って、各地区で裁判をする。でも日本は、奄美とか広いところをつ

くって、こっちに來いということで呼び出ししていましたよね、日本の裁判の制度は。そこで民主的な裁判なのか、お金のある人しか裁判ができないような状況をつくり出して、日本は金持ちが裁判に勝つようなやり方を持っているような節があったわけです。そういう意味で、米軍統治下に向こうでは裁判所があった場所とかですね、それから与論町立図書館は、先ほど話した昭和33年に診療所ができた場所ですよ、与論町立診療所。あれは国民健康保険で奄美群島で初めてできた診療所らしいです。だから、ずっと歩けばいろいろな歴史とかを勉強できるというか、それが地域の関心も高まるし、またあるいは観光にもなるし、この辺をさまざまな意味で複合的に組み合わせをしていただきたい。そういう意味でもっとおもしろいものを掘り起こしていただきたいと思いますが、是非、お願いします。例えば、城団地の矢口団地ってありますよね。あの矢口という地名の由来なんかも、矢口というのはもともと行政府があった場所という意味があるらしいのですが、やはりそのことから明治までには役場がありましたですよ。そういうこととかいろいろあると思うのですが、子供たちもそこで散歩しながらでもそういうのを見て、非常にいろいろ考えたり勉強すると思いますので、是非、教育の面からいわゆる観光行政あるいは社会教育、その辺のものに関わるように是非進めていただきたい。教育長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。今発掘というようなことの方で一生懸命になっているのですが、与論町の社会教育行政の中に歴民館的なところを充実させて、民俗文化財に関するそういった史料編さんとか場所の選定とか、いろいろなことをやるにも本当に人材が必要だねというような認識を持っています。今後そういう意味での人材獲得あるいは配置も含めて、将来につなぐ先ほどのようにいろいろな文化財が今おっしゃられるような内容を広げていって、1カ所のことがさまざまなつながりを持つ歴史の楽しさに広がるような島にもまたなっていけば、本物になっていくのではないかと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 商工観光課長にも教育長にもお願いしておきたいのは、こういういろいろな記念碑とか案内板とかあったときに、いわゆる場当たりの看板ではなくて、もう少し永続性のあるきちんとした形のそういう形で進めていただきたい。10年後も20年後もですね、松村課長、30年後にこの看板は松村課長がつくったよと言われるものを、是非きちんと整備してほしいなと、よろしくお願いします。是非、では一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 自然環境に対応しながら整備してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） では、これで一応終わりますので、また大変長い間ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時30分から再開します。

-----○-----

休憩 午後0時06分

再開 午後1時29分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き、午後の会議を再開します。

次は、4番、林隆壽君に発言を許します。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 久しぶりの一般質問で大変緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。今回の一般質問の議題につきましては、あまりにも大きい議題ではありますが、私が小心者で大変心配して町長はどういうふうにして守ってくれるかということを考えて質問をしたわけです。よろしくお願いいたします。

1 台湾有事に対する生活物資等の輸送対策について

(1) 台湾有事の際には南西諸島にまで影響がおよび、シーレーンの封鎖による生活物資等の海上輸送が出来なくなる事態が起きる事を想定した対策を行っているか。

以上、質問いたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答え申し上げます。

台湾有事の際は、台湾海峡だけでなく広範囲に影響が及び、日本のシーレーンが封鎖され、海外からの輸入や生活物資等の輸送も困難になり、たちまち食料危機に陥ると予想されます。

武力攻撃等による有事の際の必要物資等の備蓄については、町及び県の国民保護計画の中で町、県が備蓄するものとし、調達体制を整備することとしており、有事の際は台湾情勢を常に把握し、事前に町で必要な物資を調達するとともに、生活物資要請が必要となった場合は県知事へ要請を行い、県が指定する指定公共機関等で物資を輸送することになっています。

先の国会での議員の質問の中に、すでに国や県、市町村においては、国民保護法

に基づいて国民保護計画や訓練計画を策定しているものの、有事を想定した国民保護実働訓練は、いずれの自治体において一度も実施されていないと述べています。あつてはならないことではありますが、有事の際の国や県の動向も把握しながら、全島民が安全に避難するため、有事を想定した図上訓練や自衛隊、海上保安部等との関係強化を図り、船舶及び航空機などの輸送機材の手配協議を進めていくとともに、あわせて、自然災害等から身を守るためにも、各家庭における必要物資の備蓄等普段から取り組んでいくことが重要であると考えています。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） それでは、この台湾有事に際しての物資輸送に少し深掘りをして伺っていきたいと思います。まず国民保護法について、答弁書で述べられています。有事法制の一環で平成16年6月に国会で成立し、同年9月から施行されています。国民保護法とは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律といい、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。ちなみに有事法制とは、日本が外国から武力攻撃を受けた場合などの有事に対応するための法制である。皆さんよく御存じであると思いますが、一応こういうことで決まっています。与論町は国民保護法に基づいて、国民保護計画や訓練計画の策定をしているか。また、これまでに有事を想定した図上訓練を何回行ったか、町長にお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今まで図上訓練につきましては1回実施していますが、その避難とか避難訓練とか実動訓練については、まだ行っておりません。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 実際の訓練はまだやっていないということですね。さて、お隣の国、中国の習近平国家主席による独裁体制が確立した現在、台湾有事が現実味を帯びてきたという声が、各テレビの放送番組やSNSなどから毎日のように聞かれるようになりました。故安倍総理が「台湾有事は日本有事」と述べられましたように、我々日本人にとって、台湾有事は間違いなく他人事ではないと考えます。また先日は自民党の麻生副総裁が、麻生派の研究会において台湾有事に際し、与那国島、沖縄本島、与論島は戦争に巻き込まれる可能性は十分にあるというニュアンスで発言されました。与論島という固有名詞を使ったことに大変不安を持ったところです。我々与論島をはじめとする南西諸島に住む日本国民にとっては、決して安閑としてはいられない状況であると言わざるを得ません。11月10日から19日の日程で、

奄美大島や徳之島などで大規模な日米共同訓練が実施されました。この訓練にはオーストラリア軍、カナダ軍そしてイギリス軍も参加しました。また奄美大島にはM142高機動ロケット砲システム、通称HIMARS（ハイマース）というものが配備されたことで、現実に関わり得る事態であることに現実味を帯びてきています。ちなみに高機動ロケット砲システムHIMARSとは、ウクライナ軍にアメリカから供給され、ロシア軍に深刻な打撃を与えた能力の高さから、戦況を一変させるゲームチェンジャーと言われている兵器であるとのこと。このことから推察するに、中国軍の奄美本島、徳之島上陸を想定しての配備ではないかと考えられますが、これは日本の歴史上で鎌倉時代の元寇襲来、第二次世界大戦のアメリカ軍上陸以来、三度目になるかもしれない大変な有事です。国難です。中国は随分前から日本の人口30万人以上の都市に、核ミサイルの照準をあわせていると聞いています。これは、参議院議員の青山繁晴議員がSNSで発信しておりました。余談ではありますが、昔、河野洋平外務大臣の時代に、日本に照準をあわせた核ミサイルを天安門に展示し、披露した際に外務大臣として公の祝電を打ったと言われています。とてもあり得ない能天気な対応だったのではないかなと思います。このミサイル配備は今に始まったことではなく、昔から準備されていたことであることが、これでよくわかると思います。中国が日本の人口30万人以上の都市にミサイルの照準をあわせている状況について、どのように認識されているか、町長や副町長にお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 台湾有事も今マスコミではしきりに言われていますが、まさかこの質問が私に来るとするのは想定外でございまして、今考えているところです。でも、マスコミの報道等から見ますと、やはり何らかの対策は必要であるが、それがどういった方向なのかというのは国並びに県の方もまだ示されていないという中で、我々議会の中ではありますが、こうしたほうがいいのではないかと1つの想定で動くのはいかなものかというふうには考えます。そういった中で、何らかの準備というのには必要でしょうが、今後県あるいは自衛隊の方々もちょこちょこ島の方にもおいでですので、そういった方々にもアドバイスをいただきながら、島としてどんな防衛の手段があるかというのやはり考えていく必要があるのではないかと。ただし、移送費関係は全て軍の方で押さえられていると思うので、町民を島外に移すということ自体は不可能だというふうには私は思っています。軍の方がやはり優先されると思いますので、しからば物資関係はどうするかということになると思うのですが、それはやはり普段からこの答弁書の一番下の方にも載っていますが、災害と同様、何らかの備蓄の対策ということについても考えていく、またそういつ

た習慣づけをしていくというのも大切なことではないかと思います。答弁にはなりません、そういうふうに回答いたしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私がこれを質問したのは、町長、副町長が無関心ではないのかな、関心があるのかなというのをお聞きしたかったのです。あまりにも無関心であれば大きな問題ですので、それを聞いて安心しました。私が言いたいのは、戦闘状態を議論したいのではなく、仮に台中戦争が勃発し、中国における攻撃が南西諸島に及んだ場合、あるいは及ぼうとしている場合に、戦闘行為による被害だけではなく、シーレーンが封鎖されるなど、物資の輸送に大きな影響が及ぶことが懸念されるという大きな問題が起きるということで、このような事態にはやはり石油、天然ガス等のエネルギーも食料も、全国的に不足する可能性があるということ是否定できないと思います。このことで懸念するのは、最悪の場合、与論島が切り捨てられる可能性が無きにしもあらずということが、起こり得るのではないかということ懸念しているのです。国及び県の対応を十分掌握して、対策を打つ必要があると思います。このことに関して本当に県・国に密接なそういう情報交換をしていただくということが、私が切にお願いをしたいということでありまして、このことについて町長にお伺いをいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。私は昔、島の防衛隊あるいは守備隊の方々が、戦争のときにまず弾を一発も打つなとこの島から目立たせるなというふうなことで、島を守ったという話を聞いています。ですので、本当に自分の心で自分でいざやる時はどうするかということは常に考えているのですが、あまり先に行動を起こすということもいかなものかなということを考えています。この訓練をするということを、ほかの自治体より先にいつてするというのも今のところ考えてはいませんが、普段の自然災害に対する備蓄というようなもの、それは常に考えておかねばならないのではないかなというふうに答弁をしたわけですが、幸いにして与論には自衛隊の方々が訓練によく見えますし、また町長室にもよくお見えになりますので、いろいろな情報を得ながら対応していかなければならないのかなと思っています。もういつも思うことは、あまり先手先手で先んじていくのではない、このことに関してはじっくりと構えて、島民の心の安定も考えて対応しなければならないのではないかなということを、常々考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） この答弁書にあります、指定公共機関等で物資を輸送するとい

うのは、恐らく自衛隊か海上自衛隊だと思いますが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） おっしゃるとおり、海上自衛隊若しくは海上保安部に付け加えまして、マリックスラインそれからマルエーフェリーについても、指定公共機関ということで位置付けられています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） その定期船マリックスラインも公共機関として指定されているわけですか。

○総務企画課長（町本和義君） はい。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。少し安心をしたところです。ところで、今現在新たに定期船の欠航、抜港、条件付き運航が少しでも軽減できる新しい港湾の建設に向けてあらゆる方々、国会議員の先生や県会議員の先生、そして関係機関の方々への働き掛けで今運動をしております。この港湾建設問題にしても、単なる欠航、抜港対策ではなく、危機管理を念頭に置いた港としての機能を備えた建設が必要になってくると強く感じます。また、空港の拡張問題においても、将来に向けての危機管理体制の構築が重要であると考えます。これはいい機会ですので、やはりこういう危機管理も念頭に置いて大きな計画、これからの50年の計画を立てていただきたいと思います。この点について町長の率直な意見をお聞かせいただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変ありがたい提言です。本当に今後与論の物資輸送に対して、港湾とか空港とか改善をしていかなければならない、あるいは新しい港というふうなことで今要望しているところですが、これは全て普段のこともですが、有事に際しての対応ができるようなことも考えて要望していくつもりですので、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。是非前向きにそういう大きな計画をお願いしたいと思います。

話が少し飛躍しますが、私が聞いている情報によれば、奄美群島内では奄美大島本島と徳之島がミサイル攻撃対象になっているとのこと。これは私が聞いた情報ですが、今のところ与論島と沖永良部島は攻撃対象にはなっていないというふうに聞いています。何でか知りませんが、らしいです。攻撃対象となる可能性のある地域の住民は、強制的に避難することになると思われますが、避難対象にはならないと予想される地域の住民はどうなるのでしょうか。特に陸路で物資を輸送できな

い吾論島では、食料も生活物資も確保できなくなるのではないかと案じています。我々離島の住民にとっては、食料品も生活必需品もガソリンなども全て船による輸送に頼っています。輸送船の燃料も不足する可能性もあります。このような有事の際に戦闘地域に入ってしまうかもしれない我々島民に、安全に物資が供給されるかどうか、国と県はこの点をどのように捉えているか、今現在こちらに入っている情報等がありましたら教えていただきたいと思います。なかったら結構です。先ほども申しましたように、まだまだ先のことだというふうにおっしゃっていますが、ひょっとして皆様方に、何か示唆をされたというようなことがあるのではないかなと思いますので、お伺いしています。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

この問題につきましては、先にも県の関係課の方ともちょっとお話したところですが、現時点ではそういう有事を想定した、これを本格的に体制の話し合いというのはまだやっていないということをお伺いしていますが、先ほど町長からも申し上げましたとおり、自衛隊の方も頻繁に来られています、今度また1月に国分の12師連隊が訓練に来られます。そのときに今度炊き出しをして、島民の皆様にご食べてもらうというようなやり方もしたいなということで、そういう話し合いはしています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。心配しなくてもいいような感じですが、せっかく質問していますので最後までいきたいと思います。国・県は、国防に関しての情報は簡単には流さないとは思いますが、だからこそ真剣に事態を捉えて対策を講じるべきであると考えています。これは津波や大型台風、地震などの自然災害とは全く異なる吾論島の危機であり、島の存亡に関わる事態です。また、私の情報によれば、最短で2024年、来年、遅くとも2025年には、台中戦争の危機が訪れるという情報もありますが、これは恐らく間違いであってほしいと、間違いではなかろうかと思いますが、そういう情報もちろほら出ていますので、用心しなければいけないなと思っています。これが間違いであってほしいと願っていますが、このような国難が将来において国際情勢、いわゆる軍事力による他国への侵略がなくなることはとても望める状態ではありません。起こってからでは遅すぎます。国や県が何も情報を与えてくれなくても、吾論町独自の生活物資等の輸送や避難方法などのシミュレーションを行い、話し合いをしておくべきではないだろうかと考えます。この取り組みについてどうぞよろしく、強く要望いたしておきます。ちなみに、沖縄県の与那国町では、住民避難費用支給の基金を設置したとのこと。有

事を想定して、事前に島外への避難を求める町民に、旅費など必要費用を支給するための基金を設置したというふうに沖縄の新聞では報じています。この与那国島の取り組みについて、町長はどういうふうに感じられますか。町長一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 日本の国で一番台湾に近い与那国島でございまして、本当に危機感を持って取り組んでおられるということは、本当にありがたいことだなと思います。私たち与論町では、まだそれほど危機意識はなくて大変申しわけないのですが、いろいろな情報が飛び交って錯綜することになると思いますが、本当に一人一人情報をきちんと把握して、それによって、まず私が騒ぎ始めると、町民が大変不安に思ったりすることもあると思いますので、自分の言動には非常に普段から気をつけたいなと思っているところですが、そういうふうな情報がありましたら、またいろいろと教えていただければと思います。ただし、本当にその情報が信頼できるものなのか、信頼されるものなのか、あるいはどういう情報なのかということまで教えていただければ大変ありがたいなと思っています。また、対応については、与那国島のような対応は今のところは考えておりません。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 今、町長がおっしゃるように、与那国島と与論島は条件が違い、大分離れていますが、今の戦は距離ではないのです。ミサイルが飛んできますからね。もう兵隊の前にミサイルが飛んできますから、与那国であろうと与論であろうと条件は一緒だと思います。これを与論町が早急にしなさいということではないのですが、こういう取り組みもやっていますから、やはり与論町もそのことを念頭に置いて、皆様方安穩としているのではなくて、やはり危機管理というのをまず最初に、第一に心にとどめておいていただきたいというふうに強く思います。最後に、何も起こらなくて幸い、事が起こってからでは遅い、このことを肝に銘じて対策を講じていただきたいと強く要望いたします。起こるはずがないと思っていたことが阪神・淡路大震災、東北大震災、そして今度のロシアのウクライナ侵攻です。決して油断のないようにお願いし、大変な事態に立ち向かう町長の率直なお気持ちをお聞きして、私は安心して質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。本当に今までそういうことが起こるだろうというふうな想定は、私の心の中ではしておりませんでしたので、今後は本当にそれについて真剣に考えていかなければならないと思ひまして、あるいはまたそういう対応も本当に心構えておかなければならないと思ったところです。ありがとうございました。そういうふうなことで、自衛隊の方々がいらしたときにも

いろいろ質問をしながら、自分の決意を固めてまいりたいと思っているところです。
ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） これで安心して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君に発言を許します。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 皆さん、こんにちは。最後になりましたが、よろしくお願いいたしますします。

去る11月21日、天候不良等のため延期になっていた国頭村との姉妹都市盟約調印式が滞りなく行われ、夕方には祝賀会も開催され、親しく旧交を温めることができました。このたびの盟約調印を契機に、これまでの友好関係をさらに深め、さまざまな分野での交流がますます発展することを願い、姉妹都市盟約を提案した町長の英断に心から敬意を表する次第です。

それでは、令和4年第4回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 文書配布の日程について

- (1) かつて文書配布は毎週行っていたが、諸般の事情では今は月2回の配布となっている。現在、通常第1週と第3週の木曜日が文書配布の日となっているが、時に第2週と第4週に変更になることがある。特に1月と5月は年始の休みとゴールデンウィークの関係で、変更になる可能性の高い月である。そこで、配布週を第2週と第4週に変更し、配布日が休みの場合は前日に前倒しすると決めておけば、毎月 of 配布日程間隔のバランスも良く、配布日の変更をする必要もなくなると思う。ついては、文書配布を第2週と第4週に変更する考えはないか。

2 町民憲章の文言について

- (1) 令和2年3月の議会でも、町民憲章での「美しい」の文言のありなしについて質問をした。残念ながら、未だに「美しい」の文言が入ったものが入っていないものが公共施設その他で併存した状態が続いている。すぐにでも、議会で議決した制定当時の文章に統一すべきだと考えるが、町長はこの問題をどのように考え、今後どう対処するのか伺いたい。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 文書配布の日程についてお答えを申し上げます。

各家庭にお届けする文書配布につきましては、以前自治公民館連絡協議会において各小組合長さんの負担を考え、これまで毎週木曜日の配布日を隔週で月2回配布を行い負担軽減するとともに、配布日については、月の初めにスケジュール等をお知らせしたほうがより効果的ではないかとの意見を踏まえ、第1週と第3週の木曜日に決定し、各小組合長さんを通して各家庭にお届けしているところです。

御指摘のとおり、1月、5月は年始の休みや大型連休の関係で配布日が変更になるなど、小組合長さんには御負担をおかけしていることから、今回、貴重な御意見をもとにさまざまな意見を取り入れながら、自治公民館連絡協議会など関係機関と協議を重ね、検討してまいりたいと思います。

次に、町民憲章の文言についてです。

町民憲章の前文の「美しい」の文言については、令和2年3月議会においても御質問をいただいたところですが、昭和58年5月30日に「恵まれた自然」の文言で議決いただいた後、昭和58年6月18日に公布された告示、同日の町制施行20周年記念式典において配布した冊子及び同年12月25日に発刊された記念誌には「恵まれた美しい自然」として、「美しい」という文言が入っており、町民憲章前文に「美しい」という文言が挿入されたのは、議会の議決後から記念式典の間であると考えますが、その経緯につきましては関係文書が残されていないことから不明です。

令和2年3月議会においては、前文の「美しい」の文言を追加する方向で検討を進めさせていただきたい旨、答弁申し上げましたが、その後に議会とも協議し、制定当時の議会において議決いただいた文言に統一すべきとの御意見もいただいたところです。

その後も、当時の資料や関係者等の聞き取りを行うなど調査を行ってまいりましたが、現在までどちらに統一をすべきかの結論に至っておりません。

御指摘のとおり、公共施設等において掲示している町民憲章に「美しい」の文言が入っているものと入っていないものとが混在している状況のため、一日も早く混乱を解消する必要があります。

町民憲章は、町民一人一人がお互いの生活をより明るく、美しく、豊かにするための心のよりどころとなるものであり、町民誰もが喜んでこれに賛同し、自主的、協力的に実践できるものであることが望ましいとして制定されたものです。

町民憲章制定当時の想いを引き継ぎながら、現在の我々が後世に残していくべきものは何かということについて、十分に議論を尽くしていくことが必要であることから、今後とも町民の代表である議会の皆様とも協議を重ねながら、早急に解決で

きるよう進めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） それでは、何点か再質問をさせていただきます。ところで先月、11月の第2週と第4週に変更がありましたが、こういった理由で変更に至ったのかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

11月当初、3日が文化の日で休みがあり、また、いろいろな諸般の事情で文書の日程を変更したというふうには聞いています。ただ詳しい内容につきましては今把握しておりませんので、そのようなお答えをいたします。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 文書配布日が祭日とかで休みにバッティングするようなことはこれからもあると思います、これまでもあったと思います。ただそれだけの理由で、1日前倒しするとかということではなくて、第2週になってしまうということになると、安易な形で文書配布の日程が変更される。そういうことは私はあってはならないなと思ったりするのですが、その辺はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） おっしゃるとおりで、大変御迷惑をおかけしています。

この文書配布日につきましては、以前は毎週の木曜日ということで配布しているということでしたが、以前、自治公民館連絡協議会においても、毎週配布するのちょっとこれは負担が大きすぎるということで、隔週で配布しようということで議論を、問題点を洗っています。その中で、隔週月2回配布ということとするということになりまして、その中でまた1週目若しくは2週目、3週目、4週目とどこで配布するかということを議論した経緯があります。その中で、やはり皆様にお知らせするためには、月初めの週に配布したほうが、いろいろなスケジュール等がわかっていいのではないかというふうな議論がありまして、1週目と3週目というふうに決定した経緯があるというように聞いています。しかしながら、大田議員から御指摘のとおり、正月、年始とか連休中がありまして、第1週目から第2週目に配布するというような変更も、このたびそういうふうなたびたび変更がございまして、小組合長さんに大変御負担を、御迷惑をおかけしているところでございまして、できれば私どもは、本当は第2週、第4週にしたほうがいいのではないかという議論もありまして、今後その自公連の中でも提起しながら、その第2週と第4週に変更できないかということをもんでまいりたいなというふうに考えているところです。

先ほどおっしゃいました、この理由ですぐ変更になるというのはあってはならな

いことなので、今後とも気をつけながら進めてまいりたいなというふうに思っています。御指摘ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 仮に変更があった場合、どのような手続きで変更しているのか。どこかにまた連絡とか、例えば、実際に小組合長さんが文書を配布するわけなのですが、多分今日は文書が来るはずだということで心待ちにしておられると思いますが、これまで変更があったときには、小組合長さんへの連絡はどうなっていますか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） その時点では、各小組合長さんには事前にお知らせしていると思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） その時点ではというのは、どの時点ですか、その日とか。来なかったからわかったとかではなくて。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） いえいえ、それではなくて。多分1週間前とかに連絡していると思っています。私が総務企画課に来てから、この間の11月のとき初めてなので、それ以前のことは把握していないので、すみません、申しわけございません。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） わかりました。それは正しいやり方だと思います。それは常識的に文書配布をお願いしているわけですから、その本人はその日は文書配布があるということで、例えば極端な例だと、旅行でも予定していても、これをしてから金曜日、土曜日にしようとか、そういうケースもあると思います。たまたまその連絡が行き届かなくてやったかもしれませんが、そういうことを小耳にはさんだものだから、私はこの提案をしたところです。ですから、決して第何週と決めたら、その週にやるんだということで、まず変更はしてはいけないと思います。ですから、もしそういう日に休みが当たったりした場合は、こうして前日に、前々日にということで、ルールを1つ決めておけば全く変更の必要はなくなると思います。そして、一旦変更したりすると、結局、前からのが延びて、そして来月はまた元に戻りますから、極端に短くなったりして、その感覚のアンバランスがもうおのずと出てくるわけですので、第1週、第3週でもいいかと思いますが、ゴールデンウィークとかそういったのがありますので、できれば第2週、第4週にして、その第2週、第4週は絶対にたがえてはいけないという形で、今後進めていただければありがたいと思います。休みに当たったら、またちょっと前日にすればいいわけですので、そう

いうのを小組合長さんにも最初でしっかりと説明しておけば、全く迷うことなく、今日は文書配布の日ということで徹底できると思いますが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） まさしくそのとおりです。木曜日の配布の日が休みの日でありましたら、その前日にするか後にするかというのはこれは当然のことですので、今後配布するときには新年度につきましては、もし第2週と第4週ということですのであればその週で必ず配布するということで、以後気をつけて配布を進めてまいりたいというふうに思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ひとつ新しい年度からでも徹底して、しっかりとやっていただければ大変ありがたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の町民憲章のところに移りたいと思います。この件を提案したのが2年9カ月前です。私は当初あつという間にいずれかに、どっちに転ぶとしてもそれはそれでみんなが納得できればいいので、それはいいと思ったのですが、なかなか前に進まず、今回の答弁の方も、ほとんど前段の方は前回と全く同じような内容ですが、これは何とか即刻しないといけないと思います。まだ自分たちの世界のうちに、どこかのよその人がここで町民憲章を見られて、こういう町民憲章だな、なかなかいいなという、次見たときはまた、あれ、どこか違うぞというようなことになれば、あまりにこれは恥ずかしい問題だと思います。ですから、即刻何とかしていただきたい。それと、議決したものが変わってしまったということに対する、そこをどう捉えるか。安易に変えていいのか、間違っていたら正せばいいのですが、間違ったのが本物になっていく。それでいいのかどうか、議決とは何ぞや、議会にかけたということはどういうことなのかというのも、しっかり考えながらやっていただきたい。私が大尊敬する山市郎先生が町長のときにつくられた、すごくよその町民憲章を比べても、全く非の打ちどころがないというか、すごくまとまっていてすばらしい町民憲章だということで、そのことを以前にも、ずっと前にも町民憲章がすばらしいということを一般質問で、そのとおりやっていけばすばらしい町になるということも取り上げたこともあります。すごくいい憲章です。言葉の使い方も全てすばらしいと思っていたところが、いつの間にか変わっていた。それは「美しい」を入れたほうがいいのかもその辺はわかりませんが、とにかく入れても入れなくてもとにかくすばらしいものには変わりなかったのに、安易な気持ちでそれが入っている、わかった時点でそれがまた変わらない、それではいけないと思います。過ちは正せばいいわけですので、すぐにでも何とかして、みんなでまたそれを説明して、みんなで合意をしてやっていけばいいと思いますので、何とかその辺は、本

当は今日即決で、その次善の策は今年中に、それが間違っただけでなくとも年度内には何とか決着してもらわないと、前回の質問からもう2年9カ月経っても、一步も変わらないというのでは、全くそれに対する、その両方が併存しているということに対する気持ちがどうなっているのか、全く私にはわかりません。どうしていくのか、町長にもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に申しわけないと思っています。私もこれほど1つの文字に対して、その集中して考えたことはございませんでした。本当に「美しい」という文言がどうして入ったのか、それを確かめたくていろいろと調べてみたのですが、なかなか文書にもない、ただし、それがたったわずかの時間の間に議決したものが変わって、それがずっと続いて40年間も50年間も続いているというような、そして町民にずっと親しまれているというようなこともあったりして、これは山市郎という男はいらんことを残したものだのと、つくづく思うことですが、本当に。私は、自分の考えは修飾語が2つも併記しているのがどうかなとかいろいろ考えたり、あるいは少しすみません、私の考えていたことを述べさせてください。与論に島の人々が上陸したときに、そして住み着いたときに、果たしてその人たちはどう考えたのだろう。ああ、水があって住める島だな、土地があるな、そういうふうなことをして、ああ、この島で住みたいなと思ったんだろうと思います。そういう人が住める住環境があったというふうなことがまず第一ではないかなと、その中には確かに美しいが含まれるでしょうし、温暖な気候だということも含まれるでしょうし、水があるなと、土地があるなと、森があるなということも含まれて、全部そういう住環境が整っていると思って、与論に住み着いたんだろうなと思います。それが恵まれた自然だろうと思っているわけです。今度はその町制20周年になった頃には、非常に観光ブームになりまして、国境の島という観光ブームから与論の美しさということの観光になって、美しいというのが強調されてきた時期にこの20周年記念式典があったということです。何でそれが入ったのか、どうしたのかなというふうなことを突き詰めたなと思って、いろいろやったのですがわかりませんでした。また、先輩方にも聞いてみたのですが、なかなかこうだという回答をくださる人もいらっしゃいませんでしたので、ずっと悩み続けておりましたが、実を申しますと、役場の中でも我々話し合いをしたところでも結論が出ないのです。それで、お願いですが、議会の皆さんと一緒に話合いをして、本当にどういう文言でこれからずっと島の宝を残すべきなのか、子孫に残していくべきなのかというようなことを、皆さんの知恵をお借りしながら決めていければありがたいなと思うところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ちなみになのですが、町長室にもたしか掲げてあると思いますけど、「美しい」は入っていますか、入っていませんか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） あれには入っておりません。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 入っていないでしょう、正しいんですよ、それは。自治公民館にも町民憲章が掲げてあるのですが、入っているものと入っていないものがあります。恐らく後で教育委員会からつくってきて、配られたのを掲げられたところは入っています。昔から自分たちがというか、初期の頃に掲げたのがそのまま残っているところは入っていないです。自治公民館にも入っているのと入っていないのがあります。そして、私も平成2年から平成11年まで朝戸の館長をしていましたが、ずっと入っているものを使ったことはありません、総会資料にも。ずっとそれが当たり前ですから。ところが途中から、総会資料にちらほら入ってきているところがあります。現在は、総会資料に町民憲章を載せていないようなところもまた結構あります。ですので、本当に次々変わってきているのですよね。もう一点だけ聞かせてください。今度の第6次の振興計画の冊子の中の町民憲章はどうですか、入っていないのではないですか。入ってないですよ。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 第6次の振興計画のその町民憲章には入っておりません。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ですから、今度できた振興計画の中の冊子に入ってなかったものですから、ああ、町としては一応まだ決着はしていないのだが、そういう方向に進んでいるなということで、町長室のも入っていない、当り前の姿。今度つくった冊子のやつも入っていないから、原点に返ってちゃんとやることはやっているな、ただ、公的にみんなの前でこうですよと言っていないだけだなということで、今回の答弁にもその辺が少しニュアンスが出てくるかと思ったら、全くこれからみたいな答弁なものだから、若干がっかりしているのですが。もうこうしてどんどんどん混迷していくばかりで、あつたりなかったり、新しくできたものにもあつたりなかったり、今日調べてみたら町勢要覧は最初からもう「美しい」が入っているのが、それを見て次もつくったりしますので、みんな入っているようです。ところが、今回の第6次振興計画の中のが入っていなかったもので、うん、やっとなんとんと原点に立ち返ってあるべき姿に戻っていくのかなと思ったのですが、まだあまりはつきりしていないような答弁ですので、その辺を何とか決着して、できるだけ早く決着

して、そうでないと一番目立つ砂美地来館に「美しい」が入って、一番目立つ玄関前に「美しい」がなくて、これってやはりおかしいですよ。私は玄関前のあの碑が一番当たり前だと思っているし、あれでいいと思うのです。みんなで決めて議会で議決して、このようにしましょうということをしたわけですので、それをもしも一言一句変えるのであれば、またそれなりのことの手続きを踏まないと、ただその辺で決めるという形は当たり前の姿ではないと思いますので、その辺も踏まえて、みんなでそろそろ決着しましょう。いかがですか、町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案ありがとうございます。ですから、私がここで一番最後に書きましたように、町民の代表である議会の皆さんと何か機会をつくってですね、この後でもいいし、本当にみんなで議論をしながら、何を残して後世に伝えていくべきかということを真剣に考えていく皆さん方の御意見を聞きながら、我々だけで決めなくてみんなで決めていければありがたいなと思って、提案をしているわけです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ひとつ、できるだけ早くよろしく願いいたします。以上で終わります。

○議長（高田豊繁君） これで、7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

先ほど午前中の最初の一般質問の答弁の中で、ちょっと言葉の綾があったのではないかとということで、南有隆議員の質問に対しまして、教育長の方から再度真意を申し上げたいということです。教育長の方からひとつ説明方々、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。最初南議員のメンタルのことで、私の補説のときに、1人もともとそういうことで配置されないまま終わってしまった職員はいるが、現時点ではおりませんという御答弁をしたと思います。あれはメンタルで配置できなかったのではなくて、病気で配置されないまま、そのことが改善されずに結局配置されないままでいた職員が、そういう状況も似たようなところもあったのを私が勘違いして、もともとの原因は病気で配置されなかったのを、メンタルで配置されないままというような表現に取られるような答弁をしたところを、訂正したいということです。おわかりでしょうか。以上です。すみません、ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） これで本日の一般質問を終わります。

それでは、ここで5分間だけ休憩にします。

-----○-----

休憩 午後 2 時 3 1 分

再開 午後 2 時 3 6 分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第 5 議案第 6 6 号 与論町犯罪被害者等支援条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 5、議案第 6 6 号「与論町犯罪被害者等支援条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 6 6 号、与論町犯罪被害者等支援条例について提案理由を申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 6 6 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 6 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 6 号、与論町犯罪被害者等支援条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、与論町犯罪被害者等支援条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第67号 与論町職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第67号「与論町職員定数条例の一部を改正する条例」については、総務厚生文教常任委員会に付託しますので、提案理由の説明の後、総括的・大綱的な質疑にとどめます。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第67号、与論町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、公務員の定年年齢延長に伴う新規採用職員数の影響を考慮するとともに、多様な働き方に対応できるよう課・局の職員数の適正配置を図る必要があるため条例を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 総括的な質問ということで、1点だけ確認をさせてください。

職員定数については定員の管理ということで、与論町の定員管理計画というのがあるはずですが、その定員管理計画に沿った職員定数の条例改正かどうか伺います。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

職員の定員管理計画につきましては、2019年度から2028年度の10年間でございまして、2022年3月に改定されています。定員管理数としまして115人として計画をしていますが、現在、今職員数が114人というふうになっています。以前、行革ということで、依然職員数も100人ほどの人数で対応してまいりましたが、今般いろいろな多種多様な仕事の内容ですとか、仕事内容も複雑化になっておりまして、なかなか職員もその行革の中では対応できないということで、

100人から今114人までこの計画をしています、次期また次年度、再来年度ですね、また職員が大量に定年を迎えるということから、安定するためにも今回いろいろな人材を確保するためにも、定員を12人ほど増をして、この行政サービスに努めていきたいというような感じで、今計画を立てているところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 私が質問申し上げたのは、与論町の定員管理計画に沿ったものかどうかということです。ですから、沿っていますという御答弁になるのでしょうか。12人増になるということで、それがしっかり定員管理計画の中で、微調整という意味であればそれはあれなのではと思いますが、要はその定員管理計画に沿った採用計画、あるいは定員の見直しを行ったということなのではのでしょうか。そのあたり定員管理計画に沿ったものであるか否かというところは私はお聞きしています。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 定員管理計画に沿って計上しています。

○9番（沖野一雄君） 私からは以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今言われているのは、近いうちに、ここ近年退職者が多くなるということで、やはりそれを心配しているのですが、この程度で間に合うようなものなのかなと。本来ならもっと前もって前倒ししてもよかったのではないかなという感じがするのですが、見越してどんなものですか。いわゆる一定の人数ですのもまた経験も必要だと思いますが、こういう対策に備えての部分も多々あると思いますが、この程度で大丈夫かなと逆に思いますが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この職員の人数につきましては、平成7年から平成17年度の間の10年間の行革の中で、本町の職員も約40人ほど減少を、定数を見直してございます。しかしながら、職員の人数は減ってきたのですが、当時の臨時の職員、そして2年前からは会計年度任用職員ということで採用しているわけなのですが、トータルの人数としてはやはり250人近い職員がいないと、与論町の行政は運用できないというのが現実です。そういった中で、今時代に即した新年度からでも是非デジタル担当あるいは少子高齢化の問題、そして水道事業、下水道、そして今、表になっている堆肥センターの件、そういったものを含めて職員をちゃんと配置をいたしまして、対策をしてまいりたいということで、今回定員の見直しの条例を出させていただきました。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 私は、これは委員会に付託するわけですので詳しいことは聞きません。おととい、ある業者の方々とこの話をしました。そうしましたら、従業員を募集した、そしたら役場の方にとられてしまって、従業員が全く足りないと。そういう話があちこちから出てきまして、大変なひどい目に遭いました、私は。その業者の方々に、何か袋だたきになりました、それが1点。もう1点が、漁協の役員との意見交換会をやったのですよ、委員会で。そうしたら、漁協には人を雇う金がないと、何とか人を入れて特産品開発をしたい、そういうことをしたいのだが、金がなくて人も募集できないと。役場の方はまたちょっと余っているのではないかと逆にそういう話もあったのですね、違うところで。だから私が何を言いたいかといえますと、この職員の定数問題というものは、先ほど総務企画課長の方から定年退職とかで来年、再来年は辞めるから、ちょっと補充したいという答弁があったのですが、これは定年で辞めた場合には、その部署が空くわけだから、そこにおのずと人が入るわけですね。だから、人が定年で辞めるからそれを補いたいというのではなくて、この場合は今の定数よりも増やすわけだから、そうなった場合には先ほど沖野議員の方から定数管理計画に基づいてやっているのかということ、僕はそこにあると思うのですよ。そういうときに、本当に我々この与論町は、私はいつも職員の給料を上げるべきだというのは私の持論なのです、昔から。人数というのはある程度適正に管理されて、初めて町民が納得するのではないかなと思うのです。だから、この間も役場職員の報酬を下げるという話が条例に出てきましたね。私とあと1人喜山議員の2人は反対したのですが、とにかくやる気を起こさせるためには、職員の報酬を上げるべきだというのは私の持論で、本当に適正的に職員の数が足りているのか、足りていないのかというのをもうちょっと真剣に考えるべきではないかという時期に来ていると私は思うのです。だから例えば、類似町村、与論の類似町村といえば大島郡の中では、奄美の中では龍郷町と一緒にですね。我々は議員定数を減らすときにも龍郷町を見習って、類似町村とはかつて議員定数を10人にしたわけなのです。そういういろいろなことを考えながらやっていかないと、今、急に12人ぼんと上げるということになってきたら、これは必ず町民騒動が起こりますよ。そういうことも念頭に置いて今度委員会の方で検討されると思うのですが、付託されたわけだからすると思うのですが、ひとつそういうことも念頭に置いて、職員の人数を考えていただきたい。答弁は要りません、町民から・・・そういうことが出ているわけなのです。雇ったけども役場の方に吸い取られてしまって職員が足りなくなっていると、大変困っていると、もう本当に泣いて言っていますよ、このおとといの話です。だから、そういうことも頭の中に入れてですね、真剣に委員

会の中でどうして上げるべきなのか、定数を増やすべきなのかということを議論してから、結論を出していただきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） それでは、先ほどございましたように、本件につきましては、総務厚生文教常任委員会に付託することとなっていますので、ひとつ御了解をよろしくをお願いします。

それでは、これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第 7 議案第 68 号 与論町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 7、議案第 68 号「与論町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 68 号、与論町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、地方公務員法の改正により職員の定年年齢が引き上げられたことに伴い、条例を整備する必要があるため改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 68 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 8 号、与論町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 8 号、与論町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第 6 9 号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 8、議案第 6 9 号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 6 9 号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和 4 年 8 月 8 日付けの人事院勧告に鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 6 9 号は、会議規則第 3 9 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 6 9 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 6 9 号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条

例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第70号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第70号「町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第70号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和4年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第70号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第71号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第10、議案第71号「与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第71号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和4年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、本町職員の給与改定するため所要の改正をするものです。

また、地方公務員法の改正により職員の定年年齢が引き上げられたことに伴い、条例を整備する必要があるため改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第71号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第72号 与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第72号「与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第72号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、令和4年8月8日付けの人事院勧告に鑑み、本町会計年度任用職員の給与を改定するため、所要の改正をするものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第73号 与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第12、議案第73号「与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第73号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本案は、「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」により債権法が改正し、消滅時効の一部が廃止されたため、それに伴う水道料金の支払い請求権の放棄の改正を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第73号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決

します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、与論町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第74号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第13、議案第74号「消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第74号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、消防団員の年額報酬を引き上げ、処遇改善を図るため改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ちょっと私、わからなくて質問するのですが、これはほかの市町村のあれも見て検討されたのですか、それとも与論町独自だけで検討したのですか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

この消防団員の報酬につきましては、これまで団長が6万円、そして副団長が5万円、分団長が4万5000円、副分団長が4万円となっていますが、ほかの自治体の事例を見ますと全然安くて、全国の平均が団長が14万4000円と報酬がしています。副団長が10万4000円ほど、分団長が7万4000円、副分団長が5万4000円、部長が4万5000円ほどというふうに、平均がそういうふうになっていますが、この単価につきましては、普通交付税で交付税措置されている単価でございます。それにあわせて団長は8万2500円、副団長が6万9000円、分団長が5万500円、そして副分団長が4万5500円というふうになって

おりましたので、この総務省からこれも引き上げなさいと言われておりまして、早急に上げて一番過酷な消防団員ですので、そちらに優遇措置しまして士気を高めていっていただきたいということで、今回計上させていただいています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） ありがとうございます。私が何でこういうことを聞いたかと言いますと、今消防団員を募集するのが大変だと思うのですよ。本当にまたその若い人しか使うようになりませんか、そう思うときに、私は大田副団長の下で何十年もやってきましたが、気持ちはわかります。できれば総務企画課長、あなたがほかの市町村のことを、全国平均のことも言われましたが、できれば町長、あとちょっとぐらい上げて、今日はこれで僕はいいですが、今後です。そういう気持ちがないと本当に大変だと思います。ああいう現場で働く人たちの気持ちを考えてやっていくことが我々の責務ではないかと思うのですよ。だから、今回はこれで収めるとしても、今後そういうことを考えながらやっていくという考え方も必要ではないかと思いますが、町長の考え方をお聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変すばらしい提案をありがとうございます。本当に消防団員がなかなか集まらないうと、消防団員を募集してもなかなか来ないということをよく聞きながら、大変町民の命を守るために大変だなと思っているところです。ですので、今の御意見は本当にありがたいと思いますので、今後改定をまたしながら優遇措置を講じてまいりたいと、そして一生懸命頑張ってくださいの団員が少しでも報われるような報酬にしていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） その副分団長までは上がっていますよね。あと班長、団長、これは何で上がっていないのか。士気を高めるのだったら全てこの下の方々もやはり人手不足でもあるし。

○総務企画課長（町本和義君） 前回上げています。

○2番（原 栄徳君） 前回上げたのですか。

○総務企画課長（町本和義君） はい、上げています。今回、上げていない分を。

○2番（原 栄徳君） 失礼しました、わかりました。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第74号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第75号 令和4年度与論町一般会計補正予算（第7号）

○議長（高田豊繁君） 日程第14、議案第75号「令和4年度与論町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第75号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第7号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金2億4622万円4000円、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金2030万円などを追加しています。

次に、歳出の主なものとしまして、ふるさと納税推進費2030万円、戸籍住民基本台帳費1833万4000円、介護保険事業費6539万9000円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億6005万8000円を追加し、一般会計予算総額58億143万5000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） お尋ねをします。まず5ページの繰越明許、瀬良座住宅の改修

事業が繰り越しになっていますが、どのような理由で繰り越しになったのでしょうか、お伺いをします。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

ただいま3号棟の建築の方の改修工事を行っています。現在、今日も工程会議を行っているのですが、今回の改修事業の繰越事業に関しては、外構工事分の方の繰り越しになっています。今足場が組まれたりしていて、ちょっと今年度中の竣工は難しいかなということで、先の方に外構工事の改修工事の方を繰り越しとしています。外構工事の内容としては、北側の方の道路の拡幅に伴う石積みとか、そのフェンス、3号棟の前の舗装のやり替えというのが工事内容として含まれています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） わざわざ私がお尋ねをするのは、例えばこの瀬良座住宅の改修関係は2号補正、6月に補正されていますよね。補正額1155万円ぐらい補正されていますよね。わざわざ補正までして予算計上したのに、またこれが繰り越しになったというのは、理由をお聞きしたかったのですが、繰越明許になったということで残念ですけど、しっかり次を執行していただきたいと思います。

あと1点だけお聞かせください。27ページの土木費の空き家等対策事業費、工事請負で1000万円、町単ということで落とされています。起債をして、起債も同時に落としているのですが、当初で1200万円計上されていたと思っているのですが、これはたしか400万円上限で8軒ぐらい予定していて、町が借り上げて改修して貸与をするというような、たしかそういう内容の説明だったと思うのですが、これはちょっと事業費が縮小してしまったのが残念な気がするのですが、そこをわかりやすく説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

当初、空き家改修の方で沖野議員も言われているように、1軒400万円を上限にして大体3軒を見越した計上をしました。けれども、どうしてもすぐ権利上の問題とか、神様の問題、いろいろな登記の問題、そういうところがいろいろ重なりまして、すぐに取りかかれるような空き家がなかなかなくて、それで今城の方で、ワカマツさんのところの方の1軒を今改修しています。またほかのところがなかなか見つからなくて、一応昨日も空き家対策で城の方でまた伐採とかを行ったりして、またほかの民間の業者ともいろいろタッグを組みながら、また空き家対策を進めてまいりたいと思っています。今回はその1軒分だけを除いて、あとはちょっとで

きなかったので残念には思っていますが、また肅々と進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） この空き家対策については、もう申し上げるまでもなく非常に住宅関係は逼迫していますので、空き家の神様対策であるとか登記の関係もあって難しいという話でしたが、是非アイデアを絞って少し角度を変えてみるとか、町単独事業ですので、工夫を凝らせばもしかするともっと空き家を使ってもうまくできるかもしれませんので、そこをしっかりと知恵を、英知を結集していただいて、是非この事業を縮小しないような、拡大するような方向で早急に取り組んでいただきたい、是非よろしく願いいたします。町長、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に神祖をまつっているということで、いろいろと予定したところが改修できなかったというようなことがございますが、おっしゃるように、いろいろな手立てがまだ工夫すれば出てくるのではないかなと思いますので、今後そういうふうなことも考えながら進めていければと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 28ページの節17、町単独備品購入費の中のB U F F A L O無線アクセスポイントというのがありますが、これの説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） これは、3小学校と中学校の体育館へのW i - F iが使えるように、B U F F A L Oの無線LANケーブルを接続してできるような形で、利用できるようにしたいということで計上させていただいています。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） ということは、W i - F iが今つながっていますから、それを中継する中継器ということで理解してよろしいですか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） はい、そのとおりです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 23ページ、麦屋漁港公園整備事業で500万円計上されていますが、どのような整備を計画されているのか。

○議長（高田豊繁君） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

麦屋漁港公園整備に関しては、現在入札を行いまして、令和4年11月24日に

那間の有限会社大栄さんと契約を結んでいます。今1期工事の方を老朽化しているあそこの遊具を新しいものに替えるやつで、今度はまたその執行残とその残りの500万円を足して、港側のフェンスとか高いところが規定に沿わないようなフェンスになったりしているので、そちらの方の安全対策とか、あとその辺の芝張りとかというのをまた計画はしています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） あちらの公園は、結構子供たちがよく行って遊んでいるようですので、順次また整備して、みんなが楽しく遊べるようにしていただきたいと思います。それとその安全対策についても、何と言うかなガードレールではないけど、その辺も間が空いていたりとか、危険な箇所があるようでしたら、その辺の対策についても引き続き配慮してやっていただきたいと思います。

それと、もう1点だけすみません。27ページの海拔表示板作成というのがありますが、これは何個ぐらい作成して、どの地域に設置していく予定なのかお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。

この海拔表示板につきましては、ハザードマップをつくってございますが、その中に色分けしています。5メートル未満を赤色、10メートル未満を黄色、15メートル未満を緑、あとは30メートル以上と、そういうふうに4カ所、5カ所に色分けて、各ハザードマップに沿って、そこの地点に表示板を設置していくということで、枚数についてはまだはっきりしたあれではございませんが、その費用として118万円を計上しています。町内全域です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 17ページの衛生費の中の単独補助金で、私的二次救急医療機関とあるのですが、これはどのような内容でしたか。

○議長（高田豊繁君） 林健康長寿課長。

○健康長寿課長（林 末美君） 与論病院さんが今救急搬送を受けていただいているのですが、そこに対して1件当たり1万3000円の救急搬送があった場合お金を出すのですが、それが今年度足りなくなってしまったので、補正をさせていただいています。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 13ページの6目の電算管理費ですね、この業務委託料にQRコード対応帳票作成・設定とありますが、これについて説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） これにつきましては、納税納付書に貼り付けるQRコードでございまして、これによって各金融機関が納付したらそこから読み取って、納税して振り込んでいただくというふうな感じのQRコード作成業務委託です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ということは、直接島民が、何かこのQRコードを使用して納税することはないということですね。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 税務課から出す納付書を、例えば金融機関に持って行って納付しますので、その半券を切りますので、その切ったものを金融機関が読み取って、与論町役場の口座に振り込むというようなシステムの流れです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 29ページの教育費の総務管理費、修繕料が250万円計上されていますが、これはどこかの住宅の修繕ですか、どんなですか。

○議長（高田豊繁君） 川上教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（川上嘉久君） お答えいたします。

これはせんだっての竜巻の影響で、中学校のプールのフェンスが倒壊いたしました、その修繕料です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私は海岸漂着、軽石の件なのですが、19ページの軽石処分154万円となっていますが、私は前回の一般質問でも、軽石の再利用とか何かあればいいなと思いながら質問したわけなのですが、軽石の処分というのはこれは土の中に埋めるというように聞いているのですが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

ほぼもう埋め立ての方に使って処分しています。今現在120袋ぐらいで60トンぐらいは残っています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 私はある業者が、あちこちの畑を掘ってそこに埋めているところをよく見るのですが、これはもう再利用というのはできないということで、何か例えばいろいろなヨロンマラソンに使ったグッズとかに入れるような、そういったいろいろなアイデアを出して再利用していただければなというふうに、私もいろいろと皆さんに御意見を言ったりしているのですが、全く再利用というのはなくて、

土の中にもう埋めていくということで考えていいと思いますが、これはその土の中に埋めた場合は、その土をまた利用するということももちろん考えられますが、これはこれでいいと思いますか、土の中に埋めるというのが。これは何も弊害はありませんよね。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 軽石に関しては、沖縄、奄美、いろいろ漂着してしまっていて、沖縄とかいろいろ漂着している分についての調査したデータとかをお伺いして、地中に埋めてもその害はないというようなことで、今埋め立ての方に対処させていただいています。今残っているのは、わざと残してしまっていて、例えばその密度が60から80ぐらいだったと思うのですが、コンクリートと混ぜて軽量コンクリート、浮くコンクリートができないかということで、一部そういう研究機関で実際作品をつくって、浮くような製品というかそういう試作品ができていますと聞いています。コンクリートだと2.35、そのコンクリートのセメントと割合で1対9で計算すると、大体海水の1.3とか1.4ぐらいの密度からすると、1対9だとコンクリートの浮力が増すということで、大体1対9ぐらいでは浮くというふうに計算上はなっています。そういった形で今鹿児島大学とかいろいろ研究機関の方々からのオファーがありまして、120袋ほどは現状として残している状態です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） わかりました。今後ともまた、是非頑張ってくださいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 27ページの消防費、消防施設費の中に業務委託料として砂美地来館の屋根の改修工事設計というのが出てきているのですが、これはどういう意味で消防施設費となるのかなと思ったのですが。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） これにつきましては、砂美地来館が防災拠点施設ということで、避難所と指定されていることから、今砂美地来館も屋根が雨漏りしたり、ちょっと台風襲来したときに、改修が必要ということでありまして、次期奄振予算でもその防災事業の観点から整備するために、一応砂美地来館の屋根の改修工事の設計を委託しています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） わかりました。前に役場にあったのをたしか移転したのではなかったかなと思っているのですが、役場を移築するために防災施設をそこに移転したのではなかったかと思っているのですが、この砂美地来館自体の建物の耐用年数

とか、今後のあれはどういうお考えでいらっしゃるか。その防災拠点施設としての考え方として、どのように捉えていらっしゃるか。

○議長（高田豊繁君） 町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） 砂美地来館、体育館につきましては、45年の耐用年数と思っていますので、今現在、もう建設して30年余りぐらい経っています。それを長寿命化というかするためにも今現在行って、改修の費用も抑えたいということです。それを屋根の改修工事にいくらかかるかということで工事設計を見積もり、業務委託をしようというふうに計上しています。

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、令和4年度与論町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第76号 令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（高田豊繁君） 日程第15、議案第76号「令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第76号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予

算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、県支出金県補助金149万円、繰入金一般会計繰入金401万1000円を追加しています。

歳出の補正としまして、総務費総務管理費9万円、保険給付費傷病手当金140万円、保健事業費保健事業費14万円、諸支出金償還金及び還付加算金427万8000円を追加し、保険給付費療養諸費20万7000円、保険給付費高額療養費20万円を減額しています。

歳入歳出にそれぞれ550万1000円を追加し、国民健康保険特別会計予算総額7億7427万9000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、令和4年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第77号 令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（高田豊繁君） 日程第１６、議案第７７号「令和４年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第７７号、令和４年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫補助金３０万４０００円、県補助金１５万２０００円、一般会計繰入金６５３８万９０００円を追加し、国庫負担金２３４万２０００円、支払基金交付金４５６万７０００円、県負担金３１６万円を減額計上しています。

歳出の補正としまして、介護予防サービス等諸費６７万５０００円、介護予防・生活支援サービス事業費４５万円、包括的支援事業・任意事業費５０万円、基金積立金４５６３万１０００円、償還金及び還付加算金２６７５万３０００円を追加し、介護サービス等諸費１８５３万７０００円を減額しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５５４７万２０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億５１２０万円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第７７号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第７７号、令和４年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号、令和4年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第78号 令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（高田豊繁君） 日程第17、議案第78号「令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第78号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出をそれぞれ23万2000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7083万1000円としています。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第78号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第78号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号、令和4年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第79号 令和4年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第18、議案第79号「令和4年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第79号、令和4年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

原水及び浄水費の動力費、配水及び給水費の賃借料、配水施設整備費の手当、報酬、法定福利費、賃借料の当初予算計上不足分の予算の組み替えを行うものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第79号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号、令和4年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号、令和4年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月13日火曜日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

定刻までに御参集をお願いします。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後3時51分

令和4年第4回与論町議会定例会

第 2 日

令和4年12月13日

令和４年第４回与論町議会定例会会議録
令和４年１２月１３日（火曜日）午後２時５９分開議

1 議事日程（第２号）

開議の宣告

- 第１ 議案第６７号 与論町職員定数条例の一部を改正する条例（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第２ 議案第８０号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第３ 議案第８１号 令和４年度与論町一般廃棄物処理場建屋移設工事に係る建設工事請負契約の締結について
- 第４ 陳情第１１号 令和５年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上について
のお願い（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第５ 発議第５号 令和５年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上について
のお願い（林隆壽議員ほか２人提出）
- 第６ 共同納骨堂建設促進特別委員会 所管事務調査報告（共同納骨堂建設促進特別委員長）
- 第７ 議員派遣の件
- 第８ 閉会中の継続審査・調査について
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会、共同納骨堂建設促進特別委員会

2 出席議員（１０人）

１番 南 有 隆 君	２番 原 栄 徳 君
３番 林 敏 治 君	４番 林 隆 壽 君
５番 喜 山 康 三 君	６番 福 地 元一郎 君
７番 大 田 英 勝 君	８番 野 口 靖 夫 君
９番 沖 野 一 雄 君	１０番 高 田 豊 繁 君

3 欠席議員（０人） 欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条による出席者（１６人）

町 長 山 元 宗 君 副 町 長 久 留 満 博 君

教 育 長	町 岡 光 弘 君	総務企画課長	町 本 和 義 君
会計管理者兼会計課長	朝 岡 芳 正 君	税 務 課 長	久 野 泰 司 君
町民生活課長	龍 野 勝 志 君	健康長寿課長	林 末 美 君
産 業 課 長	山 下 秀 光 君	耕 地 課 長	竹 村 栄 作 君
商工観光課長	松 村 靖 志 君	建 設 課 長	裾 分 望 嗣 君
教育委員会事務局長	川 上 嘉 久 君	環 境 課 長	大 馬 福 徳 君
水 道 課 長	仁 ✓ 和 男 君	茶花こども園長	富 千加代 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長	町 健司郎 君	書 記	池 田 レ ミ 君
---------	---------	-----	-----------

開議 午後2時59分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 議案第67号 与論町職員定数条例の一部を改正する条例（総務厚生文教
常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第1、議案第67号「与論町職員定数条例の一部を改正する条例」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 委員長報告、総務厚生文教常任委員会。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました「議案第67号、与論町職員定数の一部を改正する条例について」の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、12月8日木曜日午前10時から、久留副町長、町本総務企画課長、堀田総務企画課長補佐の出席を求め、全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本議案は、与論町議会12月定例会提出議案第67号議案として提出され、提案理由として、公務員の定年年齢延長に伴う新規採用職員数の影響を考慮するとともに、多様な働き方に対応できるよう課・局の職員数の適正配置を図る必要があるため条例を改正するものであるとの理由で提出された議案であります。

2022年3月に改定された、「与論町定員管理計画」に準じない条例改正案がありますが、一島一町での行政サービスを町が完結しなければならないという実情を勘案しながら、新たな行政需要や著しい社会情勢の変化へ対応し、男女共同参画社会の実現や働き方改革等の推進による1億総活躍社会の実現に向けた取り組みを推進し、仕事と家庭、私生活の充実等のワーク・ライフ・バランスを保ちながら、働きやすい環境を整えていく必要があります。業務が多種多様化し専門性の高い職種へと細分化され、また、今後急速に進んでいく行政サービスのDX化への対応が求められている中において、町民に対する行政サービスの低下を招くことがないよう慎重に審査・検討を行った結果、このままの職員定数では通常業務の遂行に支障を来し、きめ細やかな行政サービスが提供できなくなる恐れがある可能性が予想されることから、早急に是正措置を行うことが急務であるとの結論に達し、全会一致で原案を可決すべきとの意見となりました。

以上で、委員会に付託されました審査の経過と結果について御報告いたします。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、議案第 67 号、与論町職員定数条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 67 号、与論町職員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決です。

お諮りします。議案第 67 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号、与論町職員定数条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 2 議案第 80 号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第 2、議案第 80 号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 80 号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、支給対象期間を令和 5 年 3 月 31 日へ改めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 80 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 80 号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 3 議案第 81 号 令和 4 年度与論町一般廃棄物処理場建屋移設工事に係る建設工事請負契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第 3、議案第 81 号「令和 4 年度与論町一般廃棄物処理場建屋移設工事に係る建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 81 号、令和 4 年度与論町一般廃棄物処理場建屋移設工事に係る建設工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

与論町一般廃棄物最終処分場建屋移設工事について、工事請負者株式会社阿野建設、代表取締役阿野和郎と建設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 指名競争入札となっていますが、何者が指名されたか。そして落札されていない方の金額は教えていただけますか。お願いします。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） お答えいたします。

建設業者Aランクの8業者となっています。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時12分

再開 午後3時13分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 正確な数字をちょっと申し上げられなくて、差額だけを申し上げますので、御勘弁していただきたいと思います。約170万円ほどの開きがあります。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 要するにこれは8030万円ですよ、この落札した金額が。それより170万円高かったのですね、2番手の方がね。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） はい、そういうことになります。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） これをいわゆる建屋を移動するに当たって、現在のものが満タンになったというのですが、時間経過とともに容積が少なくなるという話を聞いていますが、その一定の例えば5年とか10年後に、その今の蓋を取っ払って、また再度それをその上に積み増しをすとかですね、そういうような利用の仕方ということについては今後はあり得る話なのか、まずその点と、今度新しいのができたら、今の調子であと何年間ぐらいはもてるかということを予測で結構ですがお願いします。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 当初計画では、7年半でいっぱいになる計画でありましたが、実際は今9年目になっています。なので、ごみの量の変動にもよると思いますが、もし同じような構造でつくるのであれば、9年、2つで18年ぐらいの期間になると思います。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） 結局これは2 槽になっていて、今1 槽が満タンになっていて、その後にその分がということですよね。逆にまた9 年後には、新たな処分場の建設が必要だということです。この議案とは関係ないけど、これについて何か検討されていることは、あるかないかだけでもいいですから。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 先週の議会でも申し上げましたが、まだ計画というか私個人の考えなのですが、その灰を取ってコンクリートの強度試験をするときのテストピースがありますが、そういった形で灰とコンクリートを混ぜて、水につけて置いておいて、その水の水質検査をしてダイオキシン類が染み出ないというふうな実験結果が得られれば、今後はそういう施設をつくらずにコンクリートの型枠にごみとコンクリートを混ぜて、二次利用できないかなとは考えています。まだ実験結果が出ていないのでやってみないとちょっとわかりませんが、一応そういう考えも持っています。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでしたら、工事期間は何日ぐらいだったのかを伺います。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 100 日を予定しています。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 令和4 年度ということで着工日も大体決まっているのですか、そこはまだ今からですか。

○議長（高田豊繁君） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 工期の予定としては、12 月16 日ぐらいから工期に入りたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） ないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。議案第81 号は、会議規則第39 条第2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81 号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第81号、令和4年度与論町一般廃棄物処理場建屋移設工事に係る建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号、令和4年度与論町一般廃棄物処理場建屋移設工事に係る建設工事請負契約の締結については可決されました。

—————○—————

日程第4 陳情第11号 令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上について
のお願い（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（高田豊繁君） 日程第4、陳情第11号「令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 委員長報告、総務厚生文教常任委員会。

ただいま議題となり、当委員会に付託されました、「陳情第11号、令和5年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い」について、審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月8日午前10時から役場庁舎2階会議室で全委員出席のもと審査いたしました。

本陳情については、現行の「理科教育設備整備費等補助金事業」の国庫補助事業を活用し、小中高の観察実験機器の充実を図るものです。理科教育について、観察・実験機器の充実した理科室での授業が重要であります。使用できない古い機器や消耗品など、準備や片づけに支障がないよう積極的な予算措置をお願いするもので、「観察・実験こそ理科教育の基本」として、与論町及び与論町教育委員会に対し、理科教育設備整備に十分配慮するようお願い文書を提出することとして、全会一致で本件を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 総務厚生文教常任委員長の報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第11号、令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願ひについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第11号、令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願ひを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、「採択」です。

お諮りします。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第11号、令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願ひは、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第5 発議第5号 令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上について
のお願ひ（林隆壽議員ほか2人提出）

○議長（高田豊繁君） 日程第5、発議第5号「令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願ひ」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 発議第5号。提出者、与論町議会議員、林隆壽。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、賛成者、与論町議会議員、大田英勝。

令和5年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願ひ。上記の議案を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由。

理科教育においては、ますます観察・実験が重視され、学習指導要領の中で、小中ともに「環境整備に十分配慮すること」という一文が加えられました。観察・実験重視の視点から、これが十分実施できる理科教育環境整備に対する対応が重要であることが論じられています。理科教育設備整備費等補助金事業は、小中高の観察・実験機器の整備拡充のための国庫補助事業であるが、補助を受ける自治体が、

総事業費の半分を負担する事業となっており、自治体間の格差が生じています。

つきましては、積極的に補助事業を活用いただき、理科教育環境向上のため、「令和５年度 理科教育設備整備予算の計上」「観察実験に伴う消耗品についての十分な予算措置」「理科観察実験が十分に行える場所（理科室）の確保」「実験支援員の配置」について取り組んでいただけますようお願いします。

観察・実験こそ理科教育の基本であります。小・中・高等学校理科教育環境向上のため、与論町及び与論町教育委員会に対し、「お願い」文書を提出し、積極的な予算措置と要望するものです。以上です。

○議長（高田豊繁君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第５号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、発議第５号、令和５年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第５号、令和５年度 理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いは、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第６ 共同納骨堂建設促進特別委員会 所管事務調査報告（共同納骨堂建設促進特別委員長）

○議長（高田豊繁君） 日程第６、共同納骨堂建設促進特別委員会報告の件を議題とします。

共同納骨堂建設促進特別委員会の調査の経過と結果について報告したいとの申出

があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、共同納骨堂建設促進特別委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定しました。

共同納骨堂建設促進特別委員長の発言を許します。

4 番、林隆壽君。

○4 番（林 隆壽君） 所管事務調査報告。共同納骨堂建設促進特別委員会。

共同納骨堂建設促進特別委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

本町では、少子高齢化等により、お墓の継承者がなく、放置されて無縁墓地化し、荒廃するお墓が散見されていることや、島外から移住された方の土地取得の問題など、お墓の管理運営等について将来を不安視する声が住民に広がっていることから、令和元年度に町行政による墓地の実態調査アンケートが実施され、「将来的に共同納骨堂が必要であるか」との設問に対し、55.84%の方が必要であると回答されたことを受け、令和2年1月29日に、鹿児島市営小松原納骨堂ほか3カ所の所管事務調査を実施しました。その後、4月に計画しておりました沖縄県の共同納骨堂への所管事務調査については、新型コロナウイルス感染症が蔓延したため、やむなく中止しましたが、令和4年度に入り、新型コロナウイルス感染症拡大が沈静化に向かってきたことや、通常の経済活動等の意義もあり、日常生活習慣など極めて近い沖縄県の共同墓施設の現状をつぶさに調査を行い、与論町における共同納骨堂建設並びに運営等に役立てることが最も重要であるとの観点から、7月20日から2泊3日の日程で那覇市立識名園をはじめ、浦添市施設型共同墓、公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会の中城・泡瀬・大里の3メモリアルパークの計5カ所を調査しました。

まず、那覇市民共同墓識名園について申し上げます。

7月20日午後1時5分に、那覇市民共同墓識名園を訪問し、那覇市役所環境部の久場里一氏から、施設の概要、運営等について事細かに説明を受けました。

那覇市民共同墓の概要について。

供用開始が平成26年4月からで、共同墓及び納骨堂は、鉄筋コンクリートづくりで、地上1階、地下1階のつくりとなっています。1階に合葬式墓地、地階に短期収蔵納骨室（納骨堂）を備えた焼骨の埋蔵又は収蔵を行う施設であり、合葬式墓地は1つの大きなお墓に焼骨を埋蔵し、市が永年管理する新しい形態の墓地であり

ます。「お墓がない」「お墓を継ぐ人がいない」「お墓のことで家族に負担をかけたくない」などの事情をお持ちの方も安心して利用でき、自己の利用のために生前での申込みもできるとのことでした。

1 施設の概要は、合葬室・合葬用納骨室・短期収納室の3種類があり、

(1) 合葬室とは、複数の焼骨を共同で埋蔵する施設であり、骨壺で預かった焼骨を布袋等に移し、合葬室に埋蔵し、埋蔵された焼骨は返還することができない。また、合葬室には入室はできないシステムであり、いわゆる「永代供養」のスペースであるとのことでした。

(2) 合葬用納骨室とは、合葬室に埋葬する前に、12年間（13回忌）又は32年間（33回忌）納骨壇に埋葬する施設であります。納骨壇は、大きさにより1体用・2体用・特殊壇の3種類があり、使用期間が過ぎると市によって合葬室へ共同埋葬され、入室は納骨時以外一切できないとのことでした。2体用については、1焼骨を埋蔵し、将来自分のために確保しておくこともできるとのことでした。ただし、使用期間は許可を受けた日からになるとのことでした。

(3) 短期収蔵納骨室とは、1回の使用期間が5年間で焼骨を預かる納骨室としての施設であり、1回に限り更新することができ、1年以内の一時使用も可能ではあるが更新はできないとのことでした。また、短期収蔵納骨室の入室はできないとのことでした。

2 その他の施設について

(1) 参拝室があり、納骨や年忌法要などのために香炉や花瓶等を備えた施設で、有料で個別に使用することができ、2室設置されていました。

(2) 屋外参拝所とは、香炉や花瓶等を備え、7組が同時に参拝できる施設であります。

共同墓の基本的な考え方として、施設自体を1つの大きなお墓と考え、利用申請は火葬後となり、焼骨以外の物（遺影・位牌等）は預かることはなく、合葬室及び合葬用納骨室に埋蔵された焼骨は返還することができないとのことでした。埋蔵又は収蔵された焼骨の供養はあくまでも使用者個人で、屋外参拝所や参拝室を利用し参拝するが、参拝する際には納骨室への入室はできないことになっているとのことでした。施設の使用料についてはそれぞれの利用形態によって3万円から5万8600円と細かく設定されているとのことでした。

3 施設建設に関する概要。国の沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、建設費用総額で3億5030万円、建築面積が915.64平方メートル、供用開始時期が平成26年4月に開始されているとのことでした。施設規模は、

合葬用納骨室 2,612 壇、短期収蔵納骨室 1,812 壇、合葬室（80 平方メートル）は地下に設置されており、2 万柱埋蔵が可能であるとのことでした。

- 4 運営形態及び維持管理について。運営は那覇市直営で、年中無休、施設開所時間は午前 9 時から午後 5 時、配置職員数は会計年度任用職員が 2 人で週 4 日の交代制、維持管理費用総額は令和 3 年度 2101 万 9000 円でありました。内訳として、職員報酬及び手当 902 万 4000 円、維持管理費用 156 万 5000 円、業務委託料 1043 万円となっています。

そのほかに管理事務所があり、オストメイト対応のトイレが完備されていました。オストメイト対応トイレとは、人工肛門・人工膀胱保有者への設備であります。

次に、浦添市施設型共同墓について申し上げます。

浦添市役所市民部環境保全課長の金城盛達氏に説明と案内をいただきました。浦添市施設型共同墓は、平成 30 年に供用を開始しています。建物自体が 1 つの大きなお墓という考え方で、施設及び運用形態も那覇市識名霊園と同じで納骨堂と合葬室を備えた新しい形態の公営の墓でありました。

- 1 施設型共同墓建設に対する実施背景として、増加する市民の墓地需要に対応するとともに、新たな墓地建設の抑制、市内に点在する既存墓地の整理統合を図ることを目的として建設された公営墓とのことでした。また、墓地需要の受け皿となるだけではなく、少子高齢化や核家族化が進む中「お墓が無い」「お墓を継ぐ者がいない」など、将来のお墓のことで不安を持つ方々を安心へと導くことが期待できる施設となっているとのことでした。
- 2 施設の概要として、平成 25 年度に制定された「浦添市公営墓地整備基本計画」に基づいて進められており、施設整備に当たっては、大規模な用地確保が難しい浦添市の現状や市民の公営墓地に対するニーズの変化等も踏まえ、駐車場やトイレ等、必要となる付帯施設も整備し、お墓という暗いイメージを払拭できる公営墓地整備を基本としているとのことでした。
- 3 施設建設の概要として、平成 27 年度の基本計画からは、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、平成 30 年 3 月に完成し、同年 7 月 1 日から供用開始しておりました。総事業費が 2 億 9692 万円で、そのうち交付金が事業費の 80% に当たる 2 億 3754 万円で、施設については、延べ床面積 477.7 平方メートル、鉄筋コンクリートづくり 1 階建て、身障者駐車帯 2 台を含む 50 台の舗装駐車場を完備、多目的トイレを設け、各所バリアフリーの設計、屋外参拝所、15 人程度が収容できる屋内参拝室を有しています。納骨壇については、1 体用納骨壇が 2,600 壇（現在は 10% 運用）、2 体用納骨壇 865 壇（15% 運用）、合葬室は地下に設置されており約 1 万 5000

柱を収容可能が装備されているとのことでした。

- 4 施設型共同墓のメリットとして、市が永代で管理していくため、跡継ぎがない等の問題も解決できるとして、納骨壇使用時も使用期間（6年・12年・32年）が過ぎると、市が自動的に合葬室へ埋葬することになっているとのことでした。
- 5 施設型共同墓のデメリットとして、合葬は複数の焼骨を埋蔵するため、取り出すことができない、納骨壇、合葬室の前での参拝はできない、（納骨堂ではなく市民共同の墓のため、納骨時以外の納骨室への立ち入りはできない）などのデメリットがありました。初めの方で報告したように、施設全体を1つのお墓として認識しておく必要があります。
- 6 使用料金については、1体用納骨壇の使用期間6年で5万6000円、12年が8万円、32年が16万円となっており、2体用納骨壇が6年で9万8000円、12年が13万8000円、32年が26万5000円となっており、焼骨を所持している場合や生前予約については3万円になっているとのことでした。
- 7 申込み資格について
 - （1）浦添市に住民登録のある者、または死亡時において浦添市民であった者の焼骨を埋蔵しようとする者
 - （2）祭祀を主宰する者
 - （3）焼骨を所持している者

また、生前予約や埋蔵できる焼骨の範囲など、事細かに取り決めがなされておりました。

次に、調査訪問した公益財団法人沖縄県メモリアル整備協会について申し上げます。

当財団法人は、西暦1999年に泡瀬メモリアルパークの開園に始まり、現在では、沖縄県下9カ所に広がっています。交通の便が良くて駐車場やトイレなど施設の充実した管理型公園墓地の登場は、お墓についての県民の意識を大きく変えたと言われています。その中で、中城メモリアルパーク、泡瀬メモリアルパーク、大里メモリアルパークの3カ所を調査いたしました。

まず初めに、中城メモリアルパークへ伺い、メモリアル整備協会の職員で中城メモリアルパーク所長兼終活カウンセラー1級の東恩納寛寿氏と、専務理事兼管理統括本部長の宮里英治氏及び常務理事兼事務局長の新垣裕之氏の3人に対応していただきました。そこでは、設立目的や経営理念、3つの事業指針について説明を受けました。

- 1 設立目的として、良質な墓地を県民に提供するとともに、祖霊祭祀の霊域た

る墓地の環境整備を永続的に行うことにより、県内の墓地不足の解消及び墓地の近代化を促進し、県民の崇祖の念を高め、もって公共の福祉に寄与するための公益法人である。

2 経営理念として、生成発展を続ける沖縄の社会と共生し、「やすらぎの場」の創造に理想を追求し続けることが基本姿勢である。

3 3つの事業指針として、（１）地域のニーズに応じた管理公園墓地の建設、（２）散在する個人墓地の改葬を促進、（３）家族形態・ライフスタイルの変化にあわせた葬送の自由を実現と、事業指針に基づいて邁進しているとのことでした。

このメモリアル整備協会は、民間企業であるため、県民のあらゆるニーズに応えるための埋葬形態を整えて、事業を展開していましたが、施設型納骨壇については、3カ所とも公営施設にはない、高価な納骨壇や施設の利用者の氏名を永遠の礎に記銘彫刻を行い、生きた証として残す施設もありました。基本的には3カ所の施設とも永代供養を行っており、施設は少しずつ変化した特徴があり、泡瀬メモリアルパークについては、参拝所にパソコンで遺影が映し出される設備が完備されていて、令和3年度の利用開始から予約も入れて100件が入っている状態でした。3カ所とも、運用体制や利用料については統一されていました。その中で、大里メモリアルパークには、これまでの施設内の共同墓のほかに、御影石でつくられ屋外に設置された納骨壇があり、利用者の選択肢を広げていました。管理者側からすれば低コスト型と言える施設で、昨年利用開始してから1年足らずで、1個の壇を除いて、予約まで含め満杯状態であり、空きの納骨壇についても、すでに予約が入り利用率は100%となっていて、人気の納骨壇でありました。

次に、令和4年9月29日に調査訪問した久米島町納骨堂について申し上げます。

久米島町は、面積が59.53平方キロメートルで沖縄県内で5番目に大きい島であり、平成14年4月1日に具志川村と仲里村が合併し久米島町となりました。人口が7,434人、世帯数が3,970世帯と与論町よりやや大きい島であります。

久米島町納骨堂の内容について説明をいたします。

事業の趣旨として、墓地の散在抑制のための納骨堂機能と、空き家を有効利活用するため空き家から位牌等を預かる機能を持った複合施設の整備を目的として建設された施設であるとのことでした。事業名が球美の島納骨堂兼位牌安置所複合施設整備事業でありました。

事業の内訳として、令和元年度に沖縄振興特別推進市町村交付金補助金が1320万3000円、町費が330万1400円、令和2年度に沖縄離島活性化推進事業費補助金が1億4403万3000円、町費が3600万8000円、総事業費

が1億9654万6000円であるとのことでした。

施設の概要は、延べ床面積が352.79平方メートル、建物構造が鉄筋コンクリートづくりで、管理主体が久米島町であり、利用可能施設は1体用納骨壇が144基、2体用納骨壇が64基、位牌壇が30基、合葬室は650柱用が設置されていました。

納骨壇の使用期間は、合葬室に共同収蔵される前に使用許可を受けた日から12年（13回忌）又は32年間（33回忌）を納骨壇に収蔵される施設であり、使用期間が経過すると町によって合葬室へ共同収蔵されるシステムで、沖縄本島の施設と同様でありました。

納骨壇の利用料として、1体用が12年で8万2000円、32年で17万円、2体用が12年で14万2000円、32年で28万円であるとのことでした。特筆すべきは、久米島町独特の機能の位牌壇であり、空き家を有効利用するため、空き家から位牌等を預かる機能であり、久米島町の実情がわかるシステムであると感じました。

位牌壇の使用期間は3年間で、使用期間が経過すると位牌を所有者へ返還することでした。位牌壇の使用料は4万2000円でありました。

短期収蔵納骨壇は、1回の使用期間が5年で、焼骨を預かる施設で、1回に限り更新することができて、期間が経過すると焼骨は所有者へ返還されるとのことでした。

短期収蔵納骨壇の利用料は、1体用が5年で3万円、2体用が5年で4万7000円とのことでした。合葬室は、複数の焼骨を共同で収蔵し、骨壺で預かった焼骨を布袋等に移して収蔵し、永代にわたり町が管理することでした。生前に65歳以上の方が自己の焼骨の収蔵を目的として申し込むことができ、利用料は、焼骨を所持している場合が3万円、生前予約の場合も3万円となっているとのことでした。

久米島町においては、納骨堂を建設するに当たり、墓地需要の推計と計画課題を沖縄大学の教授に依頼して算出し、その数値に基づき、墓地需要数を算定し施設規模の設定を行っていました。持ち帰ったパンフレットの中に、墓地需要の求め方やアンケート予測式などが記載されていますので参考になると思います。

施設利用状況については、合葬室が69柱、合葬室の生前予約が5体、納骨壇各種合計で23体、位牌壇が8位牌、合計で105体が施設利用となっていて、令和4年8月25日現在で、利用世帯数が54世帯となっていました。

その後、離島留学施設である久米島町地域支援交流学習センター「じんぶん館」を視察研修実施いたしました。県外から久米島高校に入学する生徒のための宿泊施

設として、「自分で探し、選び、決断する」をコンセプトに平成28年にオープンし、現在24人の高校生を支援していました。ちなみに、「じんぶん」という言葉は、沖縄の方言で「知恵」という意味だそうです。机に向かう勉強だけが学びではない、地元の出来事に触れ、たくさんのことを学んでほしい、寮生の皆さんが大切な青春時代を久米島で生きると選択したことを後悔しないよう、生きる知恵「じんぶん」を身につけ、誇り高く世の中に羽ばたくことを願って「じんぶん館」と名付けたとのことでした。

建設費については、沖縄振興特別推進交付金1億6328万5000円、町費4082万2000円、総費用2億410万7000円であるとのことでした。

費用は、施設使用料として月2万4000円、食費が月1万8000円、入寮費が初回入寮時のみ1万円となっております。

続いて、西暦2013年にオープンし、津波時の避難所を備えたシーサイドパークゴルフ場、その後令和元年に完成した災害時の避難所を兼ね備えた図書館、久米島町複合防災・地域交流センター「ほんのもり」を視察いたしました。

建設費が沖縄振興特別推進交付金10億356万3000円で建設されておりました。沖縄県離島においても、国の潤沢な一括交付金を活用できる現状を目の当たりにしたとき、正直、何とも羨ましく感じたところでありました。

9月30日午前6時に、那覇港より与論島向け出港、乗船の際、好天気にもかかわらず、条件付きを言い渡され、一緒に乗船した与論島民が不安な心境を吐露し、離島に住む島民の不便さを強いられる心境を垣間見る思いでありました。午前11時50分に抜港することなく、無事に接岸し帰島いたしました。

考察。このたび、沖縄県の共同墓5カ所の施設を調査いたしましたが、沖縄県のお墓事情は、土地の狭さゆえの集約型共同墓の必要性であります。また、「お墓が無い」「お墓を継ぐ人がいない」「お墓のことで家族に負担をかけたくない」など、与論町が持つ将来への不安要素が同じである。また、近年増えてきた女系家庭や嫁いだ離縁して親元へ戻ってくる子供、連れ子、はなから独身を貫く男女の同居家庭などの増加で、これまでのような男系、長子優位での継承は考え直す時期に来ている由、位牌継承も墓同様の課題が浮き彫りになっているとのことでありました。

与論町においても、少なからず同じような問題が存在していると感じています。子や孫の不安解消、移住者への配慮など、施設の建設や運営の考え方など、与論町共同納骨堂建設促進特別委員会として、施設建設に際し、現在のお墓の状況に対して、将来の状況を考慮し、大いに参考にすべきであると考えます。昔から、死者への埋葬・弔いに関しては、その時代のあり方、社会の構成等により変化していることは事実であり、子や孫の安心・安全な島の暮らしを維持していくための知恵を

結集し、将来の与論町の安定に寄与していく必要があると考察します。

なお、これまでに、鹿児島や沖縄各施設の調査を実施する際に各方面より御指導、御協力、御助言をいただき、無事に所管事務調査を終了できましたことに対し、各方面の関係者へ心より感謝申し上げ、以上で所管事務調査報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） 共同納骨堂建設促進特別委員長の発言を終わります。

お諮りします。ただいまの共同納骨堂建設促進特別委員長から報告のあった提言については、本議会の意見として決定をし、町長に申し入れることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、共同納骨堂建設促進特別委員長から報告のあった提言については、本議会の意見として決定し、町長に申し入れることに決定しました。

-----○-----

日程第7 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第8 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第8、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営委員会、港湾・空港整備促進特別委員会・共同納骨堂建設促進特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに

決定しました。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和４年第４回与論町議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午後４時００分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高 田 豊 繁

与論町議会議員 林 敏 治

与論町議会議員 大 田 英 勝